〈 平成２９年度 〉

障害等のある子どもの
教育相談・就学支援ハンドブック

～早期からの継続した教育相談・支援の充実を目指して～

平成２９年４月

長崎県教育委員会

はじめに

我が国では、平成１９年４月に学校教育法が一部改正され、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で特別な教育を行う「特殊教育」から、全ての学校で一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと、発展的な転換が行われました。

また、同年９月に、２１世紀初の国際的人権条約である「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、障害のある子どもを取り巻く環境は、「共生社会」の形成に向けて、さらに大きく変化してきました。特に、平成２３年の障害者基本法改正において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」等の規定が整備され、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学ぶ仕組みを目指す「インクルーシブ教育システム構築」に向けた取組が推進されています。

平成２５年９月には、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、就学基準に該当する障害のある児童生徒等は、原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改められました。

さらに、平成２８年４月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、教育においても、障害のある子どもが十分な教育を受けられるための「合理的配慮」の提供や「基礎的環境」の整備を適切に行うことなどが、明確に示されました。

本県では、国よりも２年早い平成２６年４月から、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され、教育に関しては、障害のある子どもやその保護者に対して、必要な情報提供や合意形成を行うこと、特別な事情なしに不均等待遇を行ってはならないことなどが規定されました。

このように、「特殊教育」から「特別支援教育」、そして「インクルーシブ教育システム」へと発展していく中で、障害のある子どもや特別な教育ニーズのある子どもの教育を取り巻く状況が大きく変化するとともに、義務教育段階の児童生徒数が減少していくのに対し、特別支援教育を受ける児童生徒数は、年々増加しています。

また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の障害は、これまで以上に多様化・重複化する傾向があり、通常学級に在籍する発達障害等の特別な配慮の必要な児童生徒も含めて、義務教育段階における障害等のある子どもの教育に対する保護者のニーズも高まっています。

障害等のある子どもが心身ともに成長し、自立し、社会参加していくためには、個々の能力や特性に応じた適切な教育を受ける必要があり、乳幼児期から学校卒業後までの継続した支援を行っていくことが大切です。

そのためには、できるだけ早い段階から障害等のある幼児児童生徒の状況を把握し、能力や特性に応じた教育の内容や教育の場について保護者と合意形成を図ったり、「個別の教育支援計画」を基に関係機関と連携しながら継続した支援を行ったりすることが求められており、義務教育を主管する市町教育委員会が行う教育相談や就学支援の役割は一層重要なものとなっています。（図１）

そこで、県教育委員会においては、市町教育委員会の教育相談・就学支援機能の充実を図ることを目的として、「障害等のある子どもの教育相談・就学支援ハンドブック」を作成することとしました。

本ハンドブックは、「早期からの教育相談・支援」、「就学期の教育相談・支援」、「就学後の教育相談・支援」などで構成し、市町教育委員会が、教育相談や就学支援を行っていくための具体的な手続きや担当者の心構え、特別支援教育に関する必要な情報、就学相談の進め方や就学先決定の考え方、就学・転学に関する事務手続、保護者への相談・対応事例などについて詳細に示しております。

各市町教育委員会等におかれましては、本ハンドブックをご活用いただき、障害等のある子どもたちの教育相談・就学支援の充実に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

長崎県教育委員会

（図１）

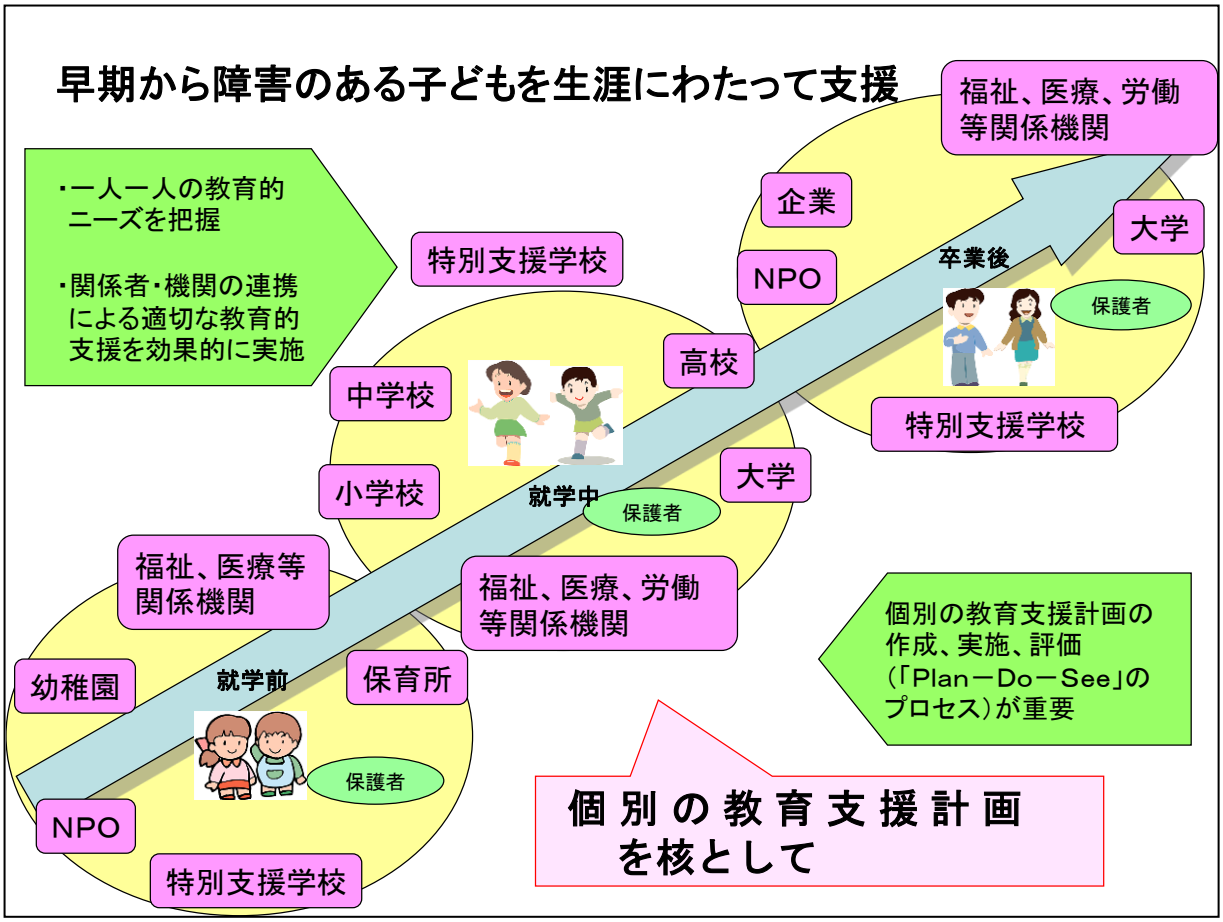

＜ 目 次 ＞

第Ⅰ章　早期からの教育相談・支援　ページ

１　医療・福祉・保健等の関係機関との連携について・・・・・・・・・・・　１
２　認定こども園、幼稚園、保育所等との連携について・・・・・・・・・・　２
３　保護者への情報提供や相談支援について・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　早期支援コーディネーター等の活用について・・・・・・・・・・・・・　３

第Ⅱ章　就学期の教育相談・支援

１　就学義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　就学猶予・免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３　就学相談の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）就学までの手続き等の流れ
（２）障害のある子どもの把握（就学前年度以前）
＜参考：長崎県教育支援チームとは＞
（３）学齢簿の作成（就学前年度１０月３１日まで）
（４）就学時健康診断の実施（就学前年度１１月３０日まで）
（５）本人・保護者への情報提供と合意形成（就学前年度中）
＜参考：相談場面での配慮とは＞
＜参考：「基礎的環境」の整備と「合理的配慮」の提供とは＞
（６）教育支援委員会等の開催（適宜）
（７）就学先の決定通知（就学前年度１月３１日まで）

第Ⅲ章　就学後の教育相談・支援

１　校内支援体制の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）校内支援委員会等の活用と継続的な教育相談
（２）校内研修の充実
２　「個別の教育支援計画」の作成・活用について・・・・・・・・・・・・１１
（１）小・中学校等における「個別の教育支援計画」の作成
（２）「合理的配慮」の提供と「個別の教育支援計画」
３　継続した学びの場の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
４　進学先への移行支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
５　転学・事務手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）特別支援学校から小・中学校への転学
（２）小・中学校から特別支援学校への転学
（３）小・中学校間の転学
（４）小・中学校内での学びの場や教育課程の変更

第Ⅳ章　障害等のある子どもの教育の場

１　長崎県の特別支援教育の場（義務教育段階）について・・・・・・・・・１６
２　特別支援学校の教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）特別支援学校（通学教育）とは
（２）特別支援学校（訪問教育）とは
（３）特別支援学校の対象となる障害種・程度とは
（４）長崎県の特別支援学校一覧
３　特別支援学級の教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）特別支援学級とは
（２）特別支援学級の対象となる障害種・程度
（３）長崎県の特別支援学級一覧
４　通級による指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（１）通級による指導とは
（２）通級による指導の対象となる障害種・程度
（３）長崎県の通級指導教室一覧
５　通常の学級における指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

第Ⅴ章　障害種別の学びの場と就学相談

１　視覚障害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２　聴覚障害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
３　知的障害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
４　肢体不自由について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
５　病弱・身体虚弱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
６　言語障害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
７　自閉症・情緒障害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
８　学習障害（ＬＤ）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
９　注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）にいて・・・・・・・・・・・・・・・・４９

＜参考資料＞

１　関係法令・通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

＜教育・就学相談Ｑ＆Ａ＞

１　特別支援学校に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
２　特別支援学級・通級による指導に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・６２
３　就学相談に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
４　就学後の就学先変更に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０

第Ⅰ章　早期からの教育相談・支援

市町教育委員会は、域内に住所が存する障害等のある子どもの適切な就学先決定について、最終的な責任を負っています。

そのため、可能な限り早期からの教育相談の機会を設定し、医療・福祉・保健等の関係機関と連携しながら、子どもの障害の状況を把握するとともに、保護者の意向を十分に把握した上で、必要となる情報の提供に努めることが大切です。

そして、保護者と一緒に必要な支援の内容を考えながら、障害のある子どもの成長や保護者の視点に立った教育・就学相談を行っていくことが求められます。

１　医療・福祉・保健等の関係機関との連携について

障害のある子どもにとって、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加において大きな効果があると考えられます。現在、乳幼児健診等での早期発見、早期療育が進み、医療や保健センター、福祉施設における相談・療育も行われるようになり、早期から子どもと保護者を支援する体制が整ってきています。

早期からの各機関における相談や支援を共有した上で、就学期に円滑に引き継ぎ、その子にとって必要な支援を継続するための取組が、市町教育委員会に求められています。

そのため、各市町においては、教育、医療、保健、福祉等の関係部局・機関が相互に連携しながら、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した相談・支援体制を整備することが重要となります。

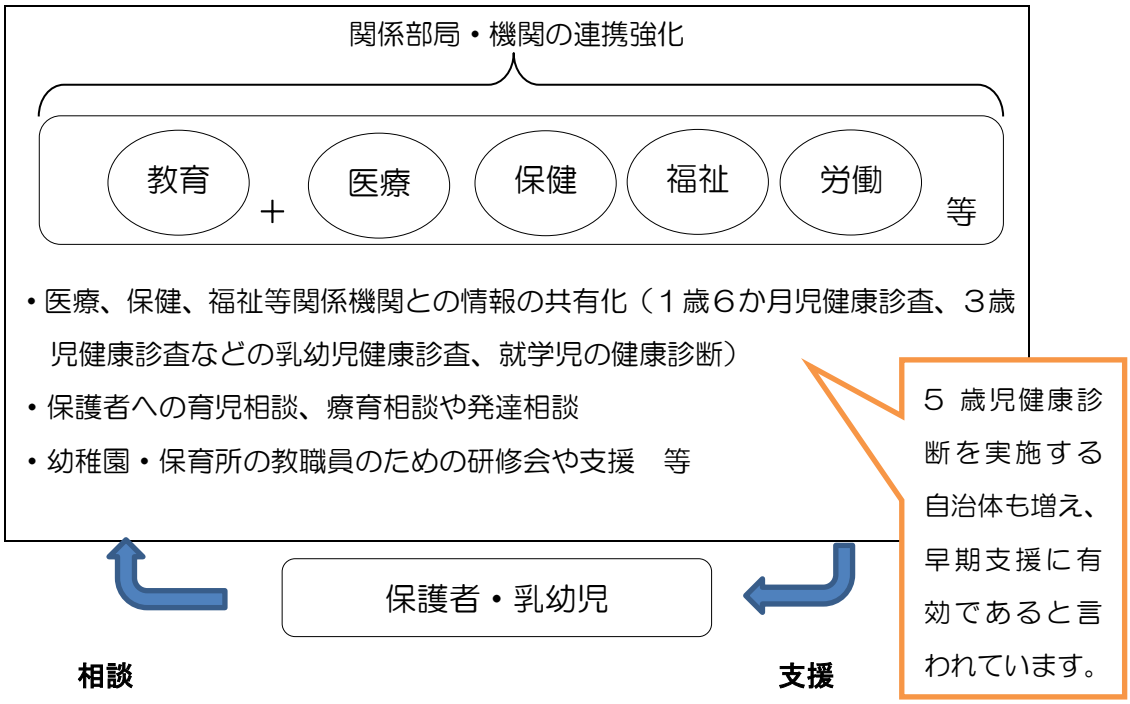

早期からの相談・支援体制の整備

２　認定こども園、幼稚園、保育所等との連携について

障害等のある子どもが在籍している認定こども園、幼稚園、保育所等の担当者は、子どもと接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに、早期に気付くことが可能です。

子どもや保護者自身にとっても、集団の中で子ども同士のつながりができたり、他の保護者との関係を築いたりする場となる点でも、認定こども園、幼稚園、保育所等の意義は大きいと言えます。

市町教育委員会は、認定こども園、幼稚園、保育所等との密接に連携を図り、早期から子どもの支援について検討しておく必要があり、できるだけ早い段階から、在籍している障害等のある子どもの状況や状態について、実際に観察したり、担当教員や保育士から聞き取りを行ったりしながら実態把握に努めることが大切です。

また、障害等のある子どもが早期から適切な支援を受けることができるように、市町教育委員会と関係機関が連携し、認定こども園、幼稚園、保育所等の教員や保育士等のための研修会や、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援を計画したりするなど、認定こども園、幼稚園、保育所等で支援体制を充実するための協力も必要となってきます。

３　保護者への情報提供や相談支援について

障害等のある子どもへの適切な就学先の決定を行うためには、早期からの保護者との関わりが重要となります。

保護者との信頼関係を築きながら少しずつ教育相談を積み重ね、子どもが生まれてからこれまでの生育歴や現在の状態を把握するとともに、子どもの成長についての悩みや不安等に耳を傾けながら、保護者と一緒に子どもに必要な支援の内容を考えていく必要があります。

そのためには、障害等のある子どもの教育についてのリーフレットを配布したり、特別支援学校等の学校見学や体験入学の情報を紹介したりするなど、保護者に対して教育や就学に関して十分な情報を提供していくことが大切です。

そして、医療、療育等についての支援が必要な子どもの場合には、医療、福祉、保健等の関係機関の相談の場や機会を紹介するなど、子どもと保護者を関係機関につなげていくことも、市町教育委員会の重要な役割になります。

県教育委員会作成のリーフレットを活用したり、市町独自の情報を盛り込んだ資料を活用したりすることが考えられます。

４　早期支援コーディネーター等の活用について

市町教育委員会は、教育、保育、福祉、保健、医療等の関係機関や認定こども園、幼稚園、保育所等と連携し、情報を共有するなどして必要な相談支援を行うことが求められます。

そのためには、子どもの教育や就学について専門的な知識を持ち、関係機関等や認定こども園、幼稚園、保育所等との連絡・調整、情報収集等を行う職員（早期支援コーディネーター等）を配置し、活用することが望まれます。

長崎県では、平成２４年度から平成２７年度まで文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」において県内の２市を推進地域（平成２４～２７年度：五島市、平成２５～２７年度：長崎市）として、早期支援コーディネーター等の配置を推進しました。他の市町においても、同様の役割を持つ職員の配置を進めています。

【参考：早期支援コーディネーター等の配置状況（Ｈ２８．４．１現在）】

市町名	名　　称	人数
長崎市	早期支援コーディネーター	３名
大村市	就学相談員兼発達支援アドバイザー	１名
	就学相談員	１名
諫早市	就学相談員	２名
平戸市	就学相談員	１名
五島市	就学相談員	１名
長与町	学校教育相談員	１名
計		１０名

【参考：早期支援コーディネーター等の活動例】

- 保護者相談対応
- 認定こども園・幼稚園・保育所訪問及び観察記録の作成
- 「移行期における個別の教育支援計画」を含むサポートファイルの作成
- 乳幼児健診への参加及び相談対応
- 保健福祉部局と教育委員会の合同会議等の連絡調整
- 特別支援教育に係る理解啓発資料の作成
- 発達検査についての研修及び検査に必要な資料の作成

【参考：平戸市の取組例】

平戸市では、乳幼児健診から就学後までの発達や相談の様子を記録できる相談支援ファイルを活用しています。

【参考：長崎市の取組例】

長崎市では、早期支援コーディネーター等による園訪問や学校訪問、保護者に対する情報提供を適切に行い、就学先の決定や就学後のフォローアップ、柔軟な学びの場の選択による措置変更など、就学支援体制の充実を図っています。

また、サポートファイルを作成し、進学先の学校に情報を提供するだけでなく、各学校で作成する個別の教育支援計画等をファイリングし、幼稚園等から小学校、そして中学校へと引継ぎを確実に行うよう指導し、適切な支援が継続的に行われるよう支援体制の充実を図っています。

第Ⅱ章　就学期の教育相談・支援

１　就学義務について

保護者が子どもを就学させる義務については、日本国憲法第２６条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。」また、教育基本法第５条で「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と定めています。

そして、学校教育法第１７条で「保護者（子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子の満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満１２歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」とし、同条第２項で「保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満１５歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」と定めています。

したがって、障害等のある子どもについても、保護者は、その障害の種類と程度に応じて、小・中学校の通常の学級若しくは特別支援学級、又は特別支援学校へ就学させる義務を負うことになっています。

２　就学猶予・免除について

前述したように、我が国においては、全ての国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っていますが、この就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第１８条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。

ここでいう「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としています。

「その他やむを得ない事由」としては、

① 児童生徒の失踪

② 児童自立支援施設又は少年院に収容されたとき

③ 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合

④ 重国籍者が、家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき

⑤ 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

といった事例が考えられます。

一方、学校教育法は日本国内において効力を有するものとされており、同法に定める就学義務も、日本国内に居住する学齢児童生徒を持つ、国内居住の日本国籍の保護者に対して課されるものと解されています。この場合、実際に学齢児童生徒や保護者が日本国内に居住しているか否かで判断することとなります。よって、

① 学齢児童生徒が保護者と一緒に国外に転出

② 学齢児童生徒が一方の保護者と一緒に国外に転出（もう一方の保護者は国内に居住）

③ 学齢児童生徒が単独で国外に転出（保護者は国内に居住）

④ 学齢児童生徒は祖父母等と国内に居住し、その保護者が国外に転出

といった場合については、学齢児童生徒又は保護者が国外に転出しているため、いずれの場合も保護者に就学義務は課されず、保護者の就学義務の猶予又は免除の事案とはなりません。

また、就学義務を猶予又は免除する際には、学校教育法施行規則第３４条の規定に基づき、保護者から市町村の教育委員会に対して願い出が必要となり、その際、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければなりません。

保護者からの願い出なしに市町村教育委員会独自の判断で就学義務の猶予又は免除はできないことに留意してください。

＜ ここがポイント！ ＞

我が国では、どんなに重い障害があっても、一人一人の障害の状態に応じた教育が行われるようになっています。障害があることを理由に、安易に就学猶予を行うことは、適切な時期に必要な教育を受ける機会や子どもが義務教育を受ける権利を損なうことになりかねません。

教育、医療等の専門家の意見を聞きながら、慎重に判断することが大切です。

3　就学相談の進め方について

（１）就学までの手続き等の流れ

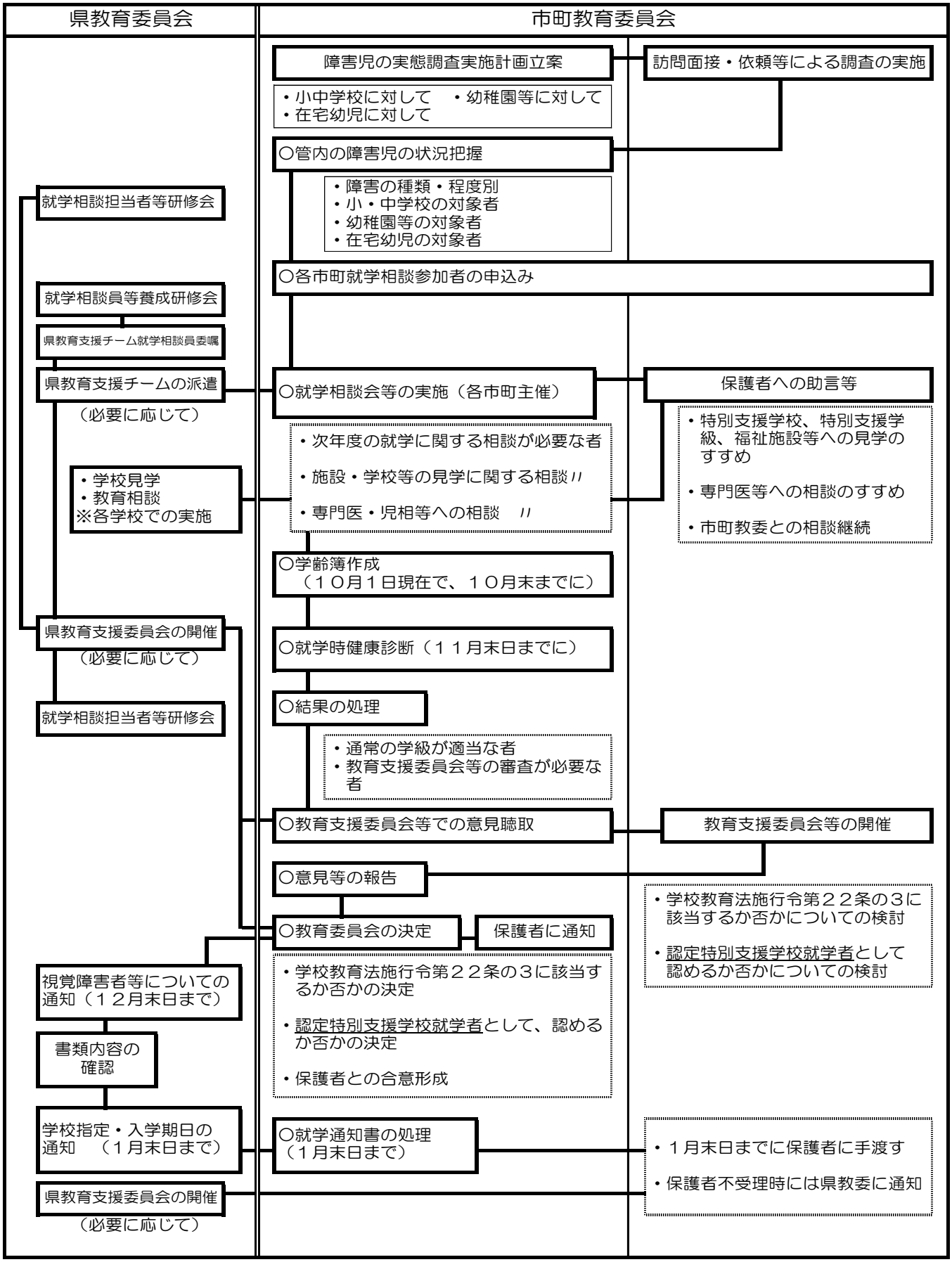

（２）障害のある子どもの把握（就学前年度以前）

障害のある子どもの就学相談を円滑に進めるためには、Ⅰ章で示したように、早期から各関係機関と連携を図ることが重要です。

認定こども園・幼稚園・保育所、医療機関や保健センター、福祉施設等を対象に、就学に関する情報提供や各機関を通した保護者への情報提供、各機関におけるケース会議への参加等を通し、就学相談の対象となる子どもの把握をします。

また、市町教育委員会において、計画的に就学相談会を実施することも大切です。障害のある子どもの直接観察や保護者に対して就学に関するガイダンス（就学相談の流れや今後の予定等の説明）を行う機会を設定します。就学相談会を独自で開催することが困難な市町は近隣の市町と合同実施をしたり、長崎県教育支援チーム（※１）を活用して開催したりすることが考えられます。

さらに、５歳児健診を各市町にて実施し、支援機関を利用していない子どもや、支援の対象となっていない子どもの存在を把握することも重要です。

＜※１：長崎県教育支援チームとは＞

障害のある子どもに関する専門的知識を有する学識経験者及び県教育委員会が委嘱した臨時就学相談員、県教育委員会指導主事等によって組織され、各市町教育委員会が実施する就学相談会等への指導・助言・援助を行うことを目的としています。

市町教育委員会の依頼に応じて、県教育委員会が委嘱した臨時就学相談員や県教育委員会の指導主事等を派遣し、障害の程度や発達段階等を的確に把握するとともに、市町教育委員会及び保護者に必要な情報を提供します。

（３）学齢簿の作成（就学前年度１０月３１日まで）

１０月１日現在で住所のある幼児に対して、市町教育委員会が作成します。学齢簿は、就学の義務の発生、消滅、その他履行状況を把握するための最も基本的なものとなるので、慎重かつ正確に作成します。

（４）就学時健康診断の実施（就学前年度１１月３０日まで）

就学時健康診断は、学校保健安全法施行規則第３条に定められた項目について、原則として、１１月３０日まで行わなければなりません。

なお、知能については、「適切な検査によって知的障害の発見につとめる（学校保健安全法施行規則第３条）」ことになっています。適切な検査としては、医師等の専門家による面接や行動観察等があります。

就学時の健康診断を実施するに当たっては、上記のことに配慮し、事前に、障害のある子どもの保護者の希望等を聞くなどして、適切に対応しなければなりません。

また、この健康診断の結果についても、就学相談の資料の一つとして、取扱いについて十分留意することが大切です。

（５）本人・保護者への情報提供と合意形成（就学前年度中）

教育相談では、子どもの可能性を最大限に伸長できる教育の場に関する正確な情報を保護者に提供することが必要です。ホームページへの掲載やパンフレットの配布、保護者への研修の機会の提供等、様々な情報を保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような配慮（※２）が大切です。あらかじめ保護者・本人に対して就学に関するガイダンスを行うことで、その後の相談を円滑に進めることができます。

就学先の決定は保護者にとって最大の関心事項の一つであり、より具体的な情報を提供する必要があります。学校との連携や協力を十分に図りながら、保護者が小・中学校や特別支援学校それぞれの学校での学習内容や教育の方法等を具体的に理解できるように、学校見学や体験入学の機会を積極的に活用することを働きかけることも大切です。その上で、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ（※３）、保護者と共に合意形成を図っていくことが求められます。

なお、後述の教育支援委員会（仮称）の助言等により合意形成を図った内容は、個別の教育支援計画に記載し、進学先の学校へ引き継ぐことが重要です。

＜※２：相談場面での配慮とは＞

我が子に障害があると診断され、そのことが初めて伝えられたとき、多くの保護者は動揺を見せます。保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子どもの障害を理解していくには、相談担当者が果たす援助者としての役割は非常に重要です。

したがって、相談担当者は、保護者の心情や意識を共感的に理解することに努め、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。また、保護者に対し、子どもの可能性を伸長する教育環境や教育内容・方法について、適切な指導助言を行うことも必要になることから、特別支援教育の内容や子どもの発達段階に応じた学習課題等について、具体的なアドバイスができる十分な知識と経験を持つとともに、保護者自身が適切に判断することができるよう、支援者の姿勢に徹することが大切です。

相談の場面では、その後の適切な教育・支援の方向性を話し合うことが目的であり、教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、以下の点に配慮しながら、保護者と共に合意形成を図っていくことが求められます。

① 相談担当者は保護者に対し、相談内容について守秘義務があることを告げ、プライバシーが保護されることを明確にすること。

② 保護者が心を開いて話せる環境づくりに努めること。

③ 相談が単なる質問や調査に終わらないよう、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾け、適切な情報提供と説明をすること。

④ 保護者に不安感や不快感を与えるような対応をしないこと。また、必要以上の期待感を抱かせるといった誤解を生じさせないよう配慮すること。

＜※３：「基礎的環境」の整備と「合理的配慮」の提供とは＞

「基礎的環境」の整備は、国や県、市町村が行う教育環境の整備です。学校の施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等が挙げられます。

障害等のある子どもが、障害の状態に応じた十分な教育を受けることができるように、国や県、市町教育委員会は、計画的に「基礎的環境」の整備をしていくことが求められています。

「合理的配慮」は、障害のある児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。視覚障害の児童生徒へ拡大文字を用いた資料を提示したり、知的障害の児童生徒へ図や写真を活用した予定表を示したりするなどの配慮が挙げられます。

また、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていること、平成２８年４月１日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においても「合理的配慮」の提供が規定されていることにも留意し、適切に対応することが求められています。

なお、「合理的配慮」の内容については、本人・保護者と合意した上で、「個別の教育支援計画」等に記入し、就学する学校で引き継いでいくことが大切です。

(秘)　個別の教育支援計画(就学移行期)　五島市教育委員会

ふりがな 氏 名・(性別)	(　　)	生年月日	平成　年　月　日 生	幼稚園名 保育園名	
住　所	五島市	保護者氏名		続柄	
連絡先		就学予定校			

本　児　の　状　況

障害の状況 障害名 検査結果等							所持手帳	
							療育手帳	無　有　A1　A2　B1　B2
								交付年月日　平成　年　月
							身体障害者手帳	無　有　種　級
								交付年月日　平成　年　月
生活習慣	食　事	全面介助が必要	大部分介助が必要	一部介助が必要	大体一人でできる	一人でできる	特記事項・必要と思われる教育的支援（合理的配慮）	
	排　泄	全面介助が必要	大部分介助が必要	一部介助が必要	大体一人でできる	一人でできる		
	衣服の着脱	全面介助が必要	大部分介助が必要	一部介助が必要	大体一人でできる	一人でできる		
行動面	指示理解	全く反応を示さない	強い指示で反応	繰り返しの指示で反応	簡単な指示で反応	言葉で理解し反応		
	言　語	発声はしない	発音のみである	数語の単語が言える	二語文、三語文で話す	会話ができる		
	対人関係	全く成立しない	特定の人とほぼ成立	特定の人と成立	誰とでもほぼ成立	誰とでも成立		
	注意集中	集中して取り組むことは難しい	興味があることには集中する	与えられた課題には集中する	気が散ることがあるが何事にも取り組む	何事にも集中して取り組む		
	集団参加	参加できない	指示・誘いで参加	特定の小集団には自発的に参加	様々な集団にどうにか参加	様々な集団に自発的に参加		
運動面	運動機能	自力で移動・運動はできない	補助具を使っても介助が必要	補助具を使い動くことができる	大体の動きはできる	自由に動くことができる		
	身体認知	上下・左右などの位置関係がよく分からない	走る際に動きがぎこちない。転ぶこともある。	ケンケンやスキップが苦手である	細かい作業（ハサミや折り紙等）が苦手である	ボール遊びが苦手（距離感・力加減）		

五島市では、教育支援委員会の資料と就学移行期の「個別の教育支援計画」がリンクするように様式を工夫しています。

関係支援機関・支援内容		
	機関名	支援内容
医療・保健		
福祉・療育		
教育・その他		

学校生活について本人・保護者の願い
将来についての本人・保護者の願い

確認印	作成日	平成　年　月　日	
	保護者	学校教育係長	作成担当者

（６）教育支援委員会等の開催（適宜）

平成２５年１０月の文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」では、市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から以下のように機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当であるとされています。

① 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握すること。

② 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。

③ 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。

④ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。

⑤ 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。

⑥ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

⑦ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。

⑧ 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

（７）就学先の決定通知（就学前年度１月３１日まで）

就学する学校名及び入学期日の通知は、市町立小・中学校へ就学する場合は市町教育委員会から、県立特別支援学校の場合は市町教育委員会を経由して県教育委員会から、保護者宛てに発出されます。通知を受け取った保護者が不安に感じないように、入学説明会の開催や体験入学等について、十分に説明を行っておく必要があります。

特に、県立特別支援学校の場合は、前年度の１２月末日までに、市町教育委員会から県教育委員会に対し、その氏名等を通知しなければなりません。

県教育委員会は、当該通知を受けた児童生徒について保護者に対し、小・中学校と同様、前年度の１月末までに、特別支援学校への就学通知を発出します。

そのため、市町教育委員会担当者は、１１月中には就学について本人・保護者と合意形成を図っておく必要があり、以下に示すような特別支援学校の情報等を事前に把握し、できるだけ早い段階から、計画的に相談を行っていくことが重要です。

① 教育活動について（日課、主な学校行事、学部編成、時間割、学校給食、看護師配置等）

② 通学手段について（自力通学、保護者の送迎、スクールバスの利用等）

③ 放課後の過ごし方（帰宅、学童保育の利用、福祉サービスの利用等）

④ その他（入学説明会等の時期、寄宿舎の利用、入学に係る費用等）

第Ⅲ章　就学後の教育相談・支援

１　校内支援体制の整備について

（１）校内支援委員会等の活用と継続的な教育相談

特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念とするものであり、子どもの障害の状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。

小学校や特別支援学校就学後、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子どももいます。

このような子どもの教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小中学校においては個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

そのためにも、校内支援委員会等を定期的に開催し、児童生徒の成長を確認するとともに、保護者との継続的な相談を充実していく必要があります。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあります。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、学校と保護者が、お互いに子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるよう、努力する必要があります。

（２）校内研修の充実

小・中学校及び特別支援学校については、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障害のある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められます。

また、障害のある子どもへの義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的にフォローを行っていく必要があります。

これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。

特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある子どもの多くが小・中学校の通常の学級に在籍していることから、必須となります。そのため、小・中学校において、これらの知識・技能に関する校内研修を充実させることが必要です。

２　「個別の教育支援計画」の作成・活用について

（１）小・中学校等における「個別の教育支援計画」の作成

「個別の教育支援計画」には、本人の障害の状態や教育的ニーズ、支援の内容等が記載されています。小・中学校においては、それを基に支援の内容や教育課程、本人の育ち等について関係者が話し合い、見直すための支援会議等を継続的に開催することが大切です。

そして、その中で記載されている内容と本人の実態がかけ離れているようであれば、「学びの場」

の見直しも視野に入れて話し合いを進めることが必要になります。

「個別の教育支援計画」は、以下の点に留意して作成することが大切です。

① 「個別の教育支援計画」の作成者

「個別の教育支援計画」は、原則として学級担任が特別支援教育コーディネーターの協力を得ながら作成していきます。作成に当たっては、校内委員会あるいは支援者が集まっての支援会議をもち、実態や課題を共通理解し、それぞれの支援の役割を明確にしていく必要があります。

② 「個別の教育支援計画」作成の対象者

ア 特別支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒、特別支援学校幼稚部在籍幼児。

イ 通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒（必要に応じて）。

③ 「個別の教育支援計画」の作成手順

ア 実態を把握し、支援ニーズを明らかにする〈Plan〉。

イ 支援目標と支援者を検討する〈Plan〉。

ウ 支援会議で支援者が計画を共通理解し、役割分担をする〈Plan･Do〉。

④ 「個別の教育支援計画」の活用と評価

ア 支援目標と支援内容の評価〈Check〉。

イ 支援目標と支援内容の改善〈Action〉。

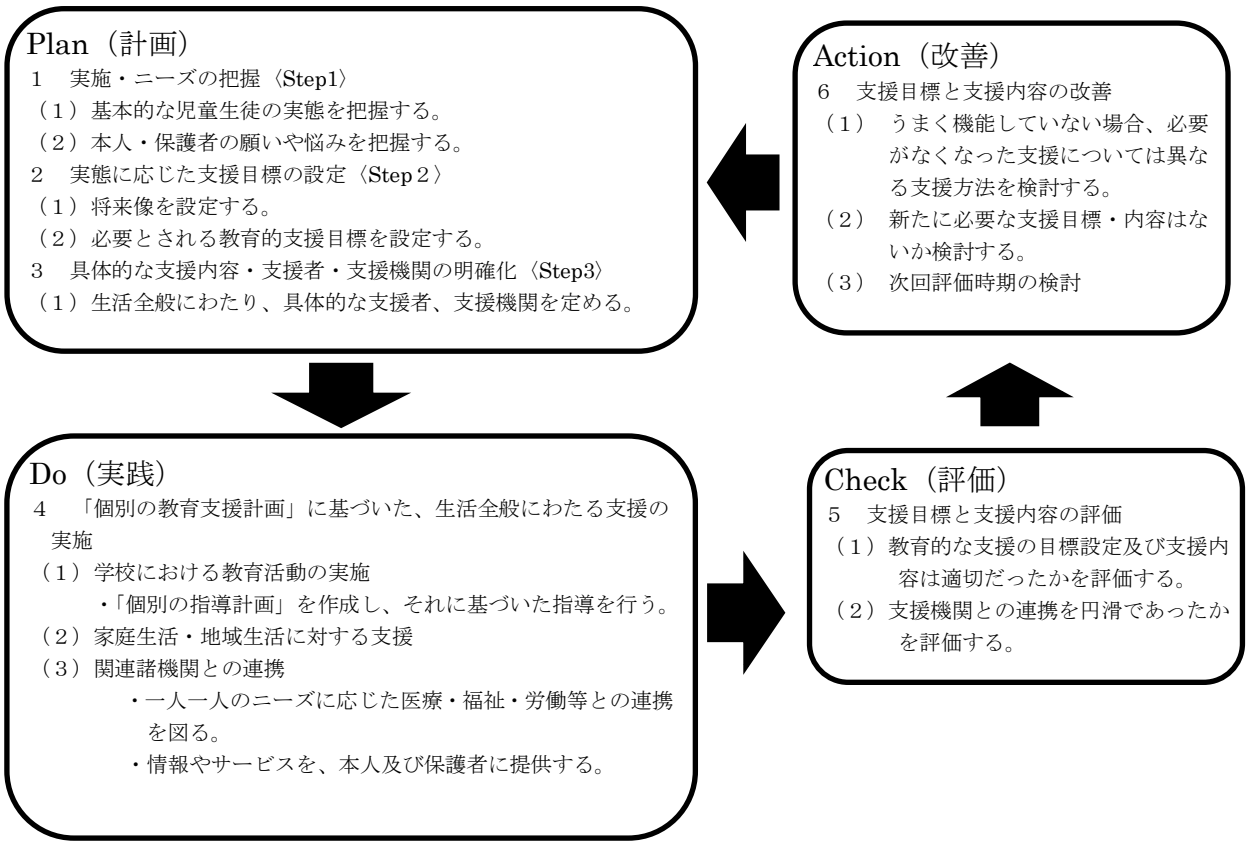

（２）「合理的配慮」の提供と「個別の教育支援計画」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるように、学校の設置者及び学校が必要な変更・調整を行うことであり、一人一人の子どもに対して、その障害の状況に応じて必要とされるものです。

そのため対象となる子どもの成長や障害の状態の変化などを踏まえて、「合理的配慮」の内容の見直しを行い、「個別の教育支援計画」に明記し、「個別の指導計画」で活用することが望ましいと考えられます。

３　継続した学びの場の検討について

就学時に決定した「学びの場」は、小学校６年間と中学校３年間、ずっと同じというものではありません。子どもの発達の程度や適応の状況、学習環境の変化等に応じて、柔軟に変更することが可能です。

子どもの実態に合わせて、小・中学校から特別支援学校への転学、または特別支援学校から小・中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを関係者は十分理解しておく必要があります。その際、重要になるのが、前述の個別の教育支援計画と校内支援委員会等です。

「学びの場」の見直しは、就学に関する内容なので、校内（支援）委員会が中心となって会議等を進めます。校内支援委員会等では、個別の教育支援計画を基にそれぞれの場にどのような教育課程があり、どのような支援が受けられ、どのような育ちが期待できるのか等について、専門家の意見を参考にしながら検討を重ね、就学先について慎重に判断をしていきます。

通常、就学先の変更については、校内支援委員会等から、市町教育委員会に資料を上げ、市町の判断によって就学先の変更が認められます。

そのようなことも十分踏まえた上で、継続的に支援会議や校内支援委員会等を開催することが大切です。

４　進学先への移行支援について

学齢期までの育ちを踏まえて、社会参加や自立へ向けての支援内容を具体的に盛り込んだ「個別の移行支援計画」を、在学中から作成します。

作成に当たっては、卒業後の生活へのスムーズな移行のために、本人や保護者から卒業後の生活に関わるニーズを聞き取り、「家庭生活」「余暇・地域生活」「医療・健康」「福祉・労働」などの面から、生徒にとって必要な関係機関と連絡調整を図りながら支援会議を実施します。

本人・保護者・職場関係者・就労支援機関や福祉事務所の担当者・医師・余暇生活の関係者・地域の関係者・学級担任等が連携して移行支援計画の作成を進め、支援者それぞれの役割分担や支援の在り方を具体的にすることが大切です。なお、「個別の移行支援計画」は個人情報を多く含みますので、扱う際には十分配慮しなければなりません。

また、生徒自身も市町相談支援専門員等との交流、地域の福祉施設等の見学などを行い、卒業後に相談場所を利用できるようにすることも大切です。

学校卒業後は、労働、福祉の関係機関が中心となって、障害者就労・支援センターや発達障害者支援センターなどの協力を得ながら、個別の移行支援計画を引き継いでいきます。

５　転学・事務手続きについて

（１）特別支援学校から小・中学校への転学

就学後の継続した教育相談や支援会議の中で、子どもの発達の程度や適応の状態から考えて「学びの場」や教育課程を、より適切なものに変更した方がよいと考えられる場合は、就学に関する校内委員会等を開催し、新しい「学びの場」や教育課程について検討します。

基本的には、入学前の教育相談や就学判断と同じように、時間をかけて丁寧に進め、必要に応じて、学校見学や体験入学等を行います。

特別支援学校から小・中学校等へ転学する場合は、本人の状態によって、以下の２通りが考えられます。

① 治療や学習等により、障害そのものが改善し、学校教育法施行令第２２条の３に該当しなくなった場合（視覚障害者等でなくなった場合）。

② 本人の障害の状態そのものに変わりはないが、支援の内容や地域における体制整備の状況等の変化により、小・中学校への就学が適当であると考えられる場合（認定特別支援学校就学者でなくなった場合）。

市町教育委員会は、①の場合については、速やかに就学する学校と入学期日を指定して保護者と小・中学校に通知します。

②の場合については、市町教育支援委員会等で、本人の状態や地域の体制整備の状況を踏まえ、本人・保護者の意見や専門家の意見を聞きながら就学先について総合的に判断します。

判断の結果、「引き続き、特別支援学校に就学することが適当である。」という判断が出る場合もあります。その場合、本人・保護者の同意を得て、引き続き元の特別支援学校に就学します。

（２）小・中学校から特別支援学校への転学

小・中学校に在学する障害のある児童生徒について、その障害の状態等の変化により、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては、当該小・中学校の校長は、その旨を、市町の教育委員会へ通知しなければなりません（学校教育法施行令第１２条の２第１項）。

市町教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行います（学校教育法施行令第１２条の２第２項、第３項、第６条第６号）。

なお、この他に、小・中学校に在学する児童生徒が新たに視覚障害者等となった場合においても、その旨が校長から市町教育委員会に対して通知されます（学校教育法施行令第　１２条第１項）。

その上で、当該児童生徒について、視覚障害者等となったことにより、これらの小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合においては（思料する場合に限り）、当該小・中

学校の校長は、その旨を、併せて市町教育委員会に通知します。市町教育委員会は、これを踏まえ、同様に、当該児童生徒について再度就学先の検討を行います。（学校教育法施行令第１２条第２項，第３項，第６条第５号）

（３）小・中学校間の転学

「学びの場」や教育課程の判断には、本人の発達の程度や適応の状況だけでなく、学校環境等地域の体制整備の状況も合わせた総合的な判断が必要です。

そのため、小・中学校間での転学に際しては、新たに子どもを受け入れる学校の市町教育委員会が、就学後の状況を基に、「学びの場」や教育課程について、改めて総合的に判断することが望ましいと言えます。

また、転出する学校で実施していた合理的配慮について、転入する学校で実施可能かどうかについても、保護者及び双方の地域の専門家や学校関係者間で、事前に相互参観や体験入学等を通し、確認しておくことが大切です。

同様に、転入後の「学びの場」や教育課程についても、転入を受け入れる前に、転出する学校での状況を踏まえ、本人・保護者と受け入れる学校間とで、あらかじめ確認しておく必要があります。

（４）小・中学校内での学びの場や教育課程の変更

基本的な判断の流れは、入学前の教育相談や就学判断と同じ流れで取り組みます。ただし、さらに適切な支援を行うために、より実際的に「学びの場」や教育課程を変更する場合として、以下の３通りがあります。　（それぞれ逆の場合があります。）

① 特別支援学級から通級による指導に変更する場合
② 特別支援学級から通常の学級に変更する場合
③ 通級による指導から通常の学級に変更する場合

上記の３通りについては、就学に関する校内委員会等が中心となって、「学びの場」や教育課程の変更について判断します。

その際は、市町教育委員会の専門家等による継続された支援会議や教育相談での内容（本人の発達の程度や適応の状況、校内の体制整備の状況等）を参考にすることが大切です。

第Ⅳ章　障害等のある子どもの教育の場

１　長崎県の特別支援教育の場（義務教育段階）について

長崎県には、子どもの障害の種類と程度及び教育的ニーズに応じて、以下に示すように、多様な教育の場が整備されています。就学相談に携わる者は、それぞれの教育の場について理解を深める必要があります。

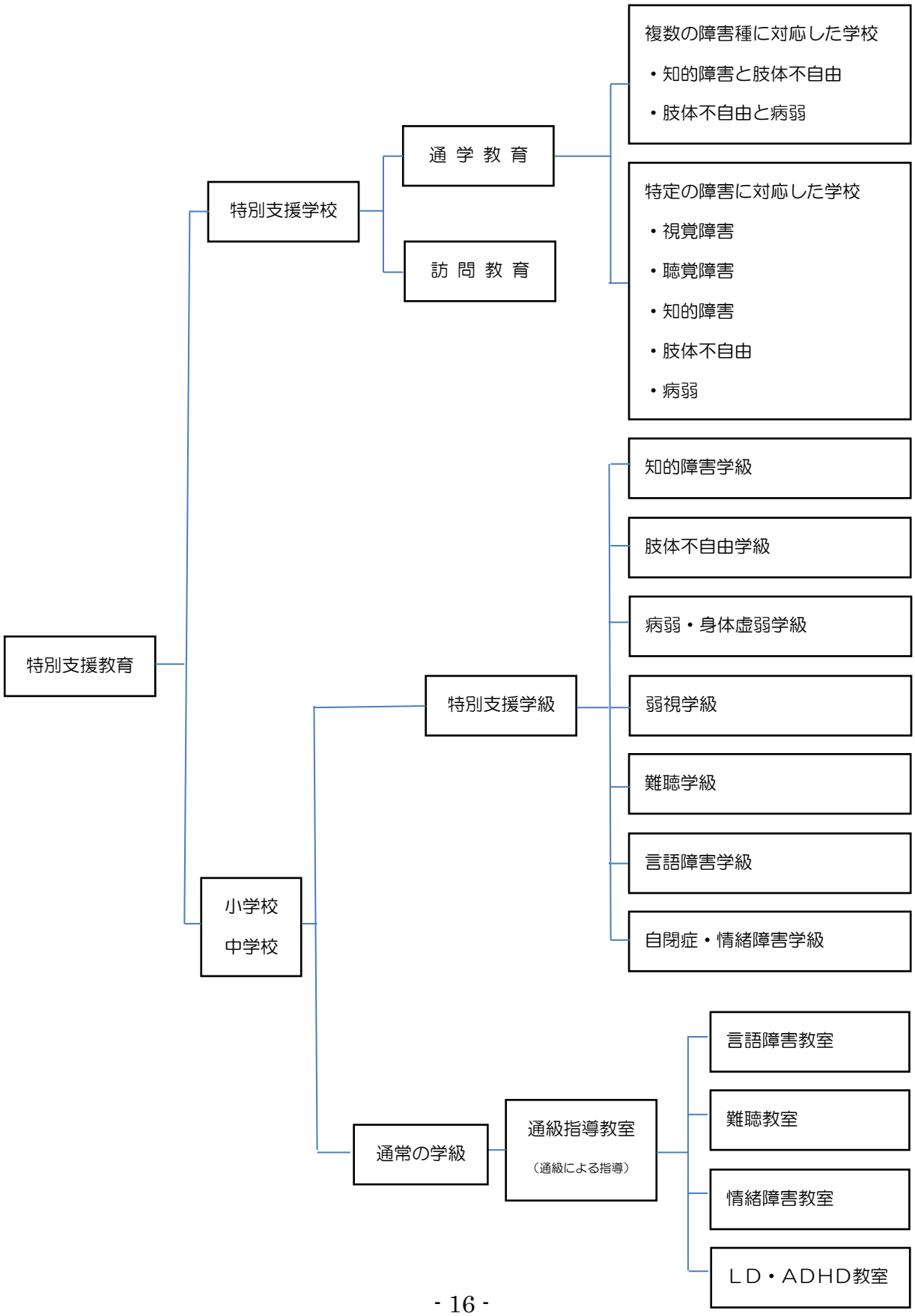

２　特別支援学校の教育について

（１）特別支援学校（通学教育）とは

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすると法令で規定されています。

小・中学部については１学年の児童生徒６名に１人の教員、高等部は生徒８名に１人の教員、重複障害がある児童生徒には学年に関わらず３名に１人の教員が配置されます。

これは、特別支援学校において、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と原則として同一の教育を行うとともに、障害による学習上や生活上の様々な困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度等を育成するための教育をきめ細やかに行うことを示しています。

＜学校教育法　第７２条＞

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

対象となる障害の程度については、学校教育法施行令第２２条の３の表に示されています。

（２）特別支援学校（訪問教育）とは

病気や障害の程度が重度のために、学校へ通うことができない子どもには、特別支援学校の教員が家庭や施設あるいは病院を訪問して指導する訪問教育制度があります。

長崎県の場合、学校から訪問先までの距離によりますが、原則３名の児童生徒に対して、１名の教員が配置されます。授業時数は週３日、１日２時間程度を原則としますが、担当する児童生徒数、対象児童生徒の障害の程度、指導等の実態及び訪問のために要する移動時間等を考慮した上で、保護者等の理解が得られる場合、週６時間を超えて指導することができます。

また、児童生徒の実態や学校の指導体制等を考慮しながら、家庭や施設等での個別学習に加えて、在籍する特別支援学校や近隣の特別支援学校へのスクーリング、地域の小・中学校等との交流及び共同学習を行う機会を、可能な限り確保するようにしています。

家庭において訪問教育を行う場合は、担任が教材等を持参して学習を行うので、保護者の理解と協力が不可欠です。そのため、事前に十分な説明を行う必要があります。

（３）特別支援学校の対象となる障害種・程度とは

学校教育法では、特別支援学校の対象となる障害の程度は、政令で定める旨としています。これを受けて、学校教育法施行令第２２条の３では、それぞれの程度について、以下のように規定しています。

区　分	障　害　の　程　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規則を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

上記の程度の障害のある児童生徒の中で、市町教育委員会が、本人や保護者の意向を尊重しつつ、本人の障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案し、特別支援学校に就学させることが適当であると認める児童生徒（認定特別支援学校就学者）が、特別支援学校へ就学することになります。

＜ ここがポイント！ ＞

特別支援学校の対象となるかどうかの判断については、障害者手帳の有無や医師による診断の有無、各種発達検査の結果等の客観的な資料だけでなく、幼稚園等での実際の活動の様子や特別支援学校への体験入学等の様子を観察した上で、総合的に判断することが大切です。

特に、平成２５年の学校教育法施行令の一部改正により、特別支援学校の対象となる障害のある子どもは原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改められたことに留意し、地域における教育体制の整備状況を踏まえ、小・中学校で教育を受けることについても考慮する必要があります。

なお、特別支援学校に就学した後も、本人の教育活動への参加状況や成長の様子等を把握し、地域の学校等との交流及び共同学習を推進するとともに、必要に応じて、小・中学校へ転学する場合があることも考慮する必要があります。

（４）長崎県の特別支援学校一覧

障害種別	学校名	学部	所在地	関係寄宿舎、施設、病院等
視覚障害	盲学校	幼・小・中 高・専	西彼杵郡時津町西時津郷８７３ 〒851-2101　TEL095-882-0020	寄宿舎 スクールバス
聴覚障害	ろう学校	幼・小・中 高・専	大村市植松３－１６０－２ 〒856-0027　TEL0957-52-2444	寄宿舎 スクールバス
	ろう学校佐世保分校	幼・小・中	佐世保市小舟町６０ 〒857-0114　TEL0956-46-0881	
知的障害 肢体不自由	佐世保特別支援学校	小・中・高	佐世保市竹辺町８１０ 〒858-0911　TEL0956-47-6474	児童福祉施設（えぼし学園） スクールバス
知的障害	佐世保特別支援学校高等部北松分教室	高	平戸市田平町小手田免５４-１ 〒859-4824　TEL0950-26-1130	北松農業高校内
	佐世保特別支援学校高等部上五島分教室	高	南松浦郡新上五島町浦桑郷３０６ 〒857-4511　TEL0959-54-1121	上五島高校内
	島原特別支援学校	小・中	島原市新田町５６２ 〒855-0043　TEL0957-65-0350	
		高	島原市南崩山町丁２８００－３ 〒855-0871　TEL0957-65-4161	
	島原特別支援学校南串山分教室	小・中	雲仙市南串山町丙９４３６－２ 〒854-0703　TEL0957-88-3394	
	虹の原特別支援学校	小・中・高	大村市宮小路３－５－１ 〒856-0807　TEL0957-55-5260	寄宿舎 スクールバス
	虹の原特別支援学校壱岐分校	小・中	壱岐市郷ノ浦町本村触５８９ 〒811-5133　TEL0920-47-0159	盈科小学校内
		高	壱岐市郷ノ浦町片原触８８ 〒811-5136　TEL0920-48-0811	壱岐高校内
	虹の原特別支援学校高等部対馬分教室	高	対馬市厳原町東里１２０ 〒817-0016　TEL0920-52-3222	対馬高校内
	鶴南特別支援学校	小・中・高	長崎市蚊焼町７２１ 〒851-0401　TEL095-892-0258	児童福祉施設（みのり園） スクールバス
	鶴南特別支援学校時津分校	小・中・高	西彼杵郡時津町西時津郷８７３ 〒851-2101　TEL095-886-8270	スクールバス 盲学校内
	鶴南特別支援学校五島分校	小・中	五島市錦町１－１ 〒853-0003　TEL0959-74-0333	福江小学校内
		高	五島市坂の上１－６－１ 〒853-0065　TEL0959-72-2303	五島海陽高校内
	鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室	高	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷６６３ 〒857-2303　TEL0959-	西彼杵高校内
	希望が丘高等特別支援学校	高	諫早市多良見町化屋９８６－６ 〒859-0401　TEL0957-43-5544	
	川棚特別支援学校	小・中・高	東彼杵郡川棚町小串郷１６００ 〒859-3618　TEL0956-82-2203	児童福祉施設（あすなろ） （平成２９年４月高等部開設）
肢体不自由	長崎特別支援学校	小・中・高	長崎市桜木町６－４１ 〒850-0835　TEL095-827-6624	国立病院機構長崎病院 スクールバス
	諫早特別支援学校	小・中・高	諫早市真崎町１６７０－１ 〒854-0084　TEL0957-26-1798	寄宿舎・スクールバス 児童福祉施設（諫早療育センター）
	諫早特別支援学校みさかえ分教室	小・中	諫早市小長井町遠竹２７２７－２０ 〒859-0167　TEL0957-34-2398	児童福祉施設（みさかえの園）
肢体不自由 病弱	諫早東特別支援学校	小・中	諫早市永昌東町２４－２ 〒854-0071　TEL0957-22-1863	県立こども医療福祉センター
病弱	大村特別支援学校	小・中	大村市久原２－１４１８－２ 〒856-0835　TEL0957-52-6312	寄宿舎・長崎県精神医療センター 国立病院機構長崎医療センター
病弱 肢体不自由	桜が丘特別支援学校	小・中・高	東彼杵郡川棚町下組郷３８６－２ 〒859-3615　TEL0956-82-3630	長崎県精神医療センター 国立病院機構長崎川棚医療センター

国立

障害種別	学校名	学部	所在地	関係寄宿舎、施設、病院等
知的障害	長崎大学教育学部附属特別支援学校	小・中・高	長崎市柳谷町４２－１ 〒852-8046　TEL095-845-5646	

３　特別支援学級の教育について

（１）特別支援学級とは

特別支援学級は、障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に設置された学級です。特別支援学級においては、在籍する児童生徒一人一人の実態に応じて、特別な教育課程を編成することが、法令上、認められていますが、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成する必要があります。

公立の小・中学校における特別支援学級の学級編制基準については、８名を上限として１つの学級が編成されることになっており、学年によらず複数学年の児童生徒が８名まで１学級に編制されることになっています（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条、同法施行令第１条）。

＜学校教育法　第８１条第１項＞

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次の各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

特別支援学級に在籍する児童生徒のことです。

通常の学級に在籍する児童生徒のことです。
※通級による指導を受けている児童生徒も含まれます。

＜学校教育法　第８１条第２項＞

小学校、中学校、義務教育学校高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

１　知的障害者
２　肢体不自由者
３　身体虚弱者
４　弱視者
５　難聴者
６　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

対象となる障害の程度については、平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号「障害のある児童生徒等に対する早期からの　一貫した支援について（通知）」に示されています。

＜学校教育法　第８１条第３項＞

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

病院内に設置される病弱・身体虚弱の特別支援学級です。

（２）特別支援学級の対象となる障害種・程度

特別支援学級については、平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（通知）に、以下の障害の種類及び程度の児童生徒を対象とすることが示されています。（ｐ５０～ｐ５３参照）

区　分	障　害　の　程　度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	一　自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

上記の程度の障害のある児童生徒の就学については、市町教育委員会が、本人や保護者の意向を尊重しつつ、本人の障害の状態や教育上必要な支援の内容等を勘案しながら、特別支援学級で教育を受けることが適当であるかを判断します。

＜ ここがポイント！ ＞

特別支援学級の対象となるかどうかの判断については、障害者手帳の有無や医師による診断の有無、各種発達検査の結果等の客観的な資料だけでなく、幼稚園等での実際の活動の様子や特別支援学級への体験入学等の様子を観察した上で、総合的に判断することが大切です。

なお、就学後においては、校長が、本人や保護者の意向を尊重しつつ、本人の障害の状態や教育上必要な支援の内容、校内就学指導委員会等の意見を踏まえながら、特別支援学級で教育を受けることが適当であるかを判断します。

（３）長崎県の特別支援学級一覧（平成２９年度【速報版】）

平成２９年４月１日現在

知的障害学級　　小学校 241　　中学校 125　　合計 366

	小学校					中学校				
長　崎	戸石	古賀	矢上	日見	伊良林	東長崎	日見	桜馬場	小島	茂木
	上長崎	桜町	西坂	小島	愛宕	土井首	深堀	淵	西浦上	山里
	茂木	仁田佐古	大浦	戸町	小ヶ倉	江平	滑石	三重	小江原	香焼
	土井首	深堀	式見	福田	小榊	黒崎	琴海	土井首開成	緑が丘	岩屋
	飽浦	稲佐	城山	西城山	西町	三川	野母崎	**大浦**	**戸町**	**福田**
	西北	滑石	大園	西浦上	高尾	**小ヶ倉**	**伊王島**	**三和**		
	山里	坂本	銭座	三原	北陽					
	畝刈	女の都	横尾	小江原	西山台					
	南陽	橘	南長崎	鳴見台	桜が丘					
	野母崎	蚊焼	川原	村松	形上					
	高城台	三重	長浦	尾戸	**日吉**					
	為石	**虹が丘**	**諏訪**	**晴海台**						
					59					28
佐世保	宮	広田②	**花高**	早岐	江上	宮	広田	早岐②	日宇	福石
	大塔	黒髪	日宇	天神	福石	山澄	祇園	清水	愛宕	日野
	木風	潮見	祇園	春日	清水	相浦	大野	吉井	小佐々	江迎
	大野	世知原	日野	相浦	相浦西	光海	**崎辺**			
	中里	皆瀬	吉井北	小佐々	楠栖					
	江迎	針尾	小佐世保	船越	港					
	鹿町	吉井南	**柚木**	**歌浦**						
					35					18
島原	第一	第二	第三	第五	大三東	第一	第二	第三	有明	
	高野	湯江	三会	**第四**						
					9					4
諫早	諫早	北諫早②	小野	有喜	上諫早	諫早	北諫早	小野	有喜	西諫早
	小栗	真崎	みはる台	御館山	上山	明峰	真城	喜々津	森山	飯盛
	西諫早	真城	喜々津	喜々津東	伊木力	高来	**長田**	**琴海**		
	森山東	飯盛東	高来西	湯江	小長井					
	大草	長里	**本野**	**長田**						
					25					13
大村	鈴田	三城	大村	西大村	中央	玖島	西大村	郡	大村	桜が原
	竹松	萱瀬	松原	放虎原	旭が丘	**萱瀬**				
	富の原	**福重**			12					6

※ **太字**＝新設・復級

知的障害学級 **その2**

	小学校						中学校					
平戸	平戸	田助	中野	生月	山田		中部	南部	田平	**平戸**		
	田平北	大島										
						7						4
松浦	御厨	調川	今福	福島養源	鷹島		御厨	志佐	調川	今福	**鷹島**	
	志佐	**上志佐**										
						7						5
対馬	厳原	久田	鶏鳴	大船越	豊玉		厳原	久田	豊玉	東部	大船越	
	東	比田勝	南	仁田			西部	佐須	**鶏知**	**佐須奈**		
						9						9
壱岐	盈科	三島	柳田	沼津	志原		郷ノ浦	勝本	石田			
	初山	勝本	箱崎	筒城	瀬戸							
						10						3
五島	福江	緑丘	奥浦	崎山	富江		福江	奥浦	三井楽	奈留		
	玉之浦	奈留	**岐宿**									
						8						4
西海	亀岳	白似田	西海東	大島東	大瀬戸		西彼	西海	大崎			
	大串											
						6						4
雲仙	土黒	神代	西郷	大塚	鶴田		国見	瑞穂	吾妻	千々石	小浜	
	愛野	千々石第二	小浜	木指	南串第一		南串					
	富津	**八斗木**	**岩戸**	**千々石第一**								
						14						6
南島原	口之津	有馬	西有家	有家	蒲河		口之津	西有家	有家	深江	加津佐	
	堂崎	深江	小林	大野木場	加津佐		**北有馬**					
	野田	南有馬	飯野	**新切**	**布津**							
						15						6
長与	長与	洗切	長与南	**高田**	**長与北**		長与	長与第二	高田			
						5						3
時津	時津	時津東	鳴鼓			3	時津	**鳴北**				2
東彼杵	彼杵					1	彼杵					1
川棚	川棚	石木	小串			3	川棚					1
波佐見	中央	南	東			3	波佐見					1
小値賀	小値賀					1	小値賀					1
佐々	佐々	口石				2	佐々					1
新上五島	青方	東浦	奈良尾	上郷	若松東		若松	上五島	魚目	有川	北魚目	
	北魚目	**有川**										
						7						5

※ **太字**＝新設・復級

自閉症・情緒障害学級　　小学校 241　　中学校 109　　合計 350

	小学校					中学校				
長崎	古賀	矢上	日見	伊良林③	上長崎②	東長崎	日見	桜馬場	長崎	小島
	桜町	西坂	小島	愛宕	日吉	大浦	梅香崎	土井首	土井首開成	淵
	茂木	仁田佐古	大浦	戸町	土井首	緑が丘	西浦上	山里	三重	橘
	福田	朝日	稲佐	城山②	西城山	小ヶ倉	香焼	野母崎	黒崎	三和
	西町	西北	滑石	大園②	西浦上	片淵	戸町	岩屋	三川	**深堀**
	高尾	山里②	銭座	三重	畝刈②	**丸尾**	**日吉**	**滑石**	**高島**	
	女の都	横尾	小江原	南陽	橘②					
	南長崎	鳴見台	桜が丘	香焼	神浦					
	蚊焼②	為石	川原	村松	高城台					
	戸石	小ヶ倉	深堀	飽浦	坂本					
	三原	西山台	長浦	**小榊**	**北陽**					
	伊王島	**諏訪**								
					66					29
佐世保	宮	花高	早岐	針尾	大塔	広田	早岐	日宇	福石	山澄
	黒髪	港	木風	潮見	白南風	祇園	清水	日野	中里	**大野②**
	小佐世保	祇園	山手	春日②	大野②	柚木	吉井	小佐々	江迎	鹿町
	世知原	赤崎	日野	相浦	相浦西	愛宕	相浦	世知原	**宮**	
	吉井南	小佐々	楠栖	江迎	猪調					
	鹿町	歌浦	日宇	天神	船越					
	皆瀬	**三川内**	**広田**	**江上**	**福石**					
	金比良	**清水**								
					39					20
島原	第一	第三	第五	大三東	湯江	第二	第三			
	第四				6					2
諫早	諫早	北諫早②	小野	長田	小栗	諫早	明峰	真城	喜々津	飯盛
	真崎	上山②	真城	喜々津	森山東	小野	西諫早	長田	森山	**北諫早**
	森山西	飯盛東	高来西	湯江	小長井	**高来**				
	真津山	御館山	喜々津東	**有喜**	**本野**					
	みはる台	**遠竹**								
					24					11
大村	大村	西大村②	竹松②	放虎原	富の原	西大村	郡	桜が原	玖島	**大村**
	旭が丘	**鈴田**	**三城**	**中央**						
					11					5

※ **太字**＝新設・復級

自閉症・情緒障害学級 **その2**

	小学校						中学校					
平戸	平戸	田助	中野	生月	山田		平戸	南部	田平			
	田平北	**紐差**	**田平東**									
						8						3
松浦	御厨	星鹿	志佐	今福	福島養源		志佐	調川	今福			
	鷹島	上志佐	**調川**									
						8						3
対馬	厳原	鶏鳴	豊玉	比田勝	久田		鶏知	東部	厳原	豊玉	**久田**	
	南	**厳原北**	**東**				**比田勝**	**佐須**				
						8						7
壱岐	盈科	柳田	志原	勝本	石田		郷ノ浦	芦辺	石田	**勝本**		
	初山	**瀬戸**	**那賀**									
						8						4
五島	**福江②**	緑丘	盈進	浜窄	奈留		福江	翁頭	富江			
	岐宿											
						7						3
西海	亀岳	大串	西彼北	西海東	大島西		西彼	西海	大崎			
	大島東	大瀬戸	白似田	西海								
						9						3
雲仙	神代	鶴田	愛野	千々石第一	土黒		国見	瑞穂	愛野	小浜		
	大塚	小浜	**大正**									
						8						4
南島原	加津佐	野田	口之津	有馬	西有家		口之津	北有馬	西有家	有家	布津	
	有家	堂崎	深江	大野木場	布津							
	飯野											
						11						5
長与	**長与②**	高田	長与南	**洗切**			長与第二	高田	**長与**			
						5						3
時津	時津	**時津東②**	時津北	**鳴鼓**			鳴北	**時津**				
						5						2
東彼杵	彼杵	千綿				2	彼杵					1
川棚	石木	川棚	小串			3	川棚					1
波佐見	中央	南	東			3	波佐見					1
小値賀						0						0
佐々	佐々	口石				2	佐々					1
新上五島	今里	青方	魚目	北魚目	東浦		上五島					
	若松東	有川	**奈良尾小**									
						8						1

※ **太字**＝新設・復級

言語障害学級　小学校 3　中学校 0　合計 3

	小学校	中学校
対馬	**鶏鳴** 1	
壱岐	石田 1	
雲仙	**愛野** 1	

弱視学級　小学校 3　中学校 2　合計 5

	小学校	中学校
長崎	香焼　南長崎 2	**香焼** 1
佐世保	大野 1	0
平戸	0	**平戸** 1

難聴学級　小学校 20　中学校 3　合計 23

	小学校	中学校
長崎	戸石　桜町　福田　大浦　西町 西北　鳴見台 7	0
佐世保	宮　大塔　大野　白南風　**猪調** 5	**崎辺** 1
諫早	北諫早　**御館山** 2	0
大村	**三城** 1	0
平戸	田平北 1	0
松浦	**星鹿** 1	0
壱岐	柳田 1	郷ノ浦 1
五島	0	富江 1
長与	長与　長与南 2	0

肢体不自由学級　小学校 44　中学校 5　合計 49

	小学校	中学校
長崎	桜町　大浦　小ヶ倉　大園　桜が丘 村松　**山里**　**形上**　**橘**　**稲佐** 10	岩屋　梅香崎　**琴海** 3
佐世保	江上　天神　福石　江迎　花高 **広田**　**鹿町**　**吉井南** 8	**吉井** 1
島原	三会　**第三**　**第五** 3	0
諫早	真城　真崎 2	0
大村	大村　旭が丘 2	0
平戸	平戸　**田平北** 2	田平 1
松浦	志佐　鷹島 2	0

※ **太字**＝新設・復級

肢体不自由学級

	小学校		中学校	
対馬	比田勝 **豆酘**	2		0
五島	福江	1		0
雲仙	大塚 愛野 **多比良**	3		0
南島原	口之津 小林	2		0
長与	長与	1		0
時津	時津東	1		0
東彼杵	千綿	1		0
川棚	川棚	1		0
波佐見	**中央**	1		0
佐々	口石	1		0
新上五島	東浦	1		0

病弱学級（病院内）　小学校 1　中学校 1　合計 2

	小学校		中学校	
長崎	坂本（長崎大学病院） 大浦（長崎市民病院、長崎原爆病院）	1	山里（長崎大学病院） 淵（長崎原爆病院） 梅香崎（長崎市民病院）	1
佐世保	金比良（佐世保市立総合病院）	0		0

病弱学級（学校内）　小学校 20　中学校 6　合計 26

	小学校		中学校	
長崎	上長崎 **愛宕** **高尾** **古賀** **村松**	5	**片淵** **梅香崎** **小江原**	3
佐世保	清水 広田 白南風 江迎 猪調 **船越** **日野** **相浦** **大野**	9	**日宇**	1
島原	第五	1		0
諫早	西諫早	1		0
対馬	鶏鳴 比田勝	2	**比田勝** **豊玉**	2
南島原	西有家	1		0
佐々	**佐々**	1		0

※ **太字**＝新設・復級

４　通級による指導について

（１）通級による指導とは

「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、障害に応じた「特別の指導」を「特別の指導の場（通級指導教室）」で行う指導形態です。

「障害に応じた特別の指導」とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のこと、すなわち「自立活動」を指します。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うこともできます。

＜小・中学校学習指導要領解説から＞

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。

したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童（生徒）の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできる。

（２）通級による指導の対象となる障害種・程度

対象となる児童生徒については、平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（通知）に、以下のように示されています。

区　分	障　害　の　程　度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

区　分	障　害　の　程　度
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱　視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難　聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由 病弱・身体虚弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

上記の程度の障害のある児童生徒の就学については、市町教育委員会が、本人や保護者の意向を尊重しつつ、本人の障害の状態や教育上必要な支援の内容等を勘案しながら、通級による指導を受けることが適当であるかを判断します。

＜ ここがポイント！ ＞

通級による指導の対象となるかどうかの判断については、医師による診断の有無や各種発達検査の結果等の客観的な資料だけでなく、幼稚園等での実際の活動の様子や通級指導教室への体験入級等の様子を観察した上で、総合的に判断することが大切です。

なお、就学後においては、校長が、本人や保護者の意向を尊重しつつ、本人の障害の状態や教育上必要な支援の内容、校内就学指導委員会等の意見を踏まえながら、通級による指導を受けることが適当であるかを判断します。

（３）長崎県の通級指導教室一覧（平成２９年度【速報版】）

平成29年4月1日現在

言語障害　小学校 24　中学校 0　合計 24

	小学校					中学校
長崎	諏訪③	大園②			5	0
佐世保	花高③	相浦③	猪調		7	0
島原	第二②				2	0
諫早	諫早②				2	0
大村	大村	竹松			2	0
平戸	平戸②	紐差	生月		4	0
五島	福江	**岐宿**			2	0

難聴　小学校 5　中学校 0　合計 5

	小学校					中学校
長崎	諏訪				1	0
佐世保	清水④				4	0

情緒障害　小学校 25　中学校 2　合計 27

	小学校					中学校	
長崎	山里	**銭座**			2		0
佐世保	祇園④	黒髪④	皆瀬④		12	清水	1
大村	大村②	竹松②	**富の原**		5	玖島	1
五島	緑丘				1		0
南島原	深江				1		0
西彼杵郡	長与②	長与南②			4		0

LD･ADHD　小学校 74　中学校 31　合計 105

	小学校					中学校				
長崎	矢上	日見	伊良林	小島	小ヶ倉	桜馬場	小島	梅香崎	土井首	岩屋
	土井首	深堀	西町	大園	西浦上	滑石	三重②	深堀	西浦上	**山里**
	銭座	北陽	畝刈	小江原	南陽	**三川**	**東長崎**	**緑が丘**		
	橘	村松	高城台	城山	茂木					
	香焼	**戸石**	**小榊**	**稲佐**	**高尾**					
	三重	**南長崎**			27					14
佐世保	皆瀬				1					0
島原	第一	第二②	第三②	第四	第五	第二	有明			
	大三東	湯江	三会		10					2
諫早	上山				1	**諫早**				1
大村					0	郡				1
平戸	平戸②	田平北			3	平戸	田平			2
松浦	今福②	**御厨**			3	志佐				1
対馬	鶏鳴				1	鶏知				1
壱岐	石田	**盈科**			2	芦辺				1
五島	福江②				2	福江②				2
西海	亀岳	西海東	大瀬戸	大島東	4	西彼				1
雲仙	土黒	鶴田	愛野	小浜	4					0
南島原	有馬	西有家	新切		3					0
長与	**長与**				1	長与第二				1
時津	時津	時津東	時津北		3	**時津**				1
東彼杵	彼杵				1					0
川棚	川棚	石木	小串		3	川棚				1
波佐見	南	**中央**			2	波佐見				1
佐々	口石	佐々			2	**佐々**				1
新上五島	青方				1					0

※ **太字**＝新設･増設

5　通常学級における指導について

通常の学級においても、障害のある子どもについては、個々の子どもの実態に応じて、指導内容や指導方法を工夫することとされています。また、学校と支援関係者との連絡調整等の役割を担う特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を設けたり、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成したりするなど、特別支援教育を推進するための支援体制の整備が進められています。

＜平成２８年度特別支援教育体制整備状況調査の結果（基準日　平成２８年９月１日）＞

調査項目			幼稚園		幼保連携型こども園		小学校		中学校		高等学校	
			28年度	園数	28年度	園数	28年度	校数	28年度	校数	28年度	校数
1	校内委員会の設置	設置済	100.0%	34	100.0%	2	100.0%	337	100.0%	175	100.0%	57
2	LD･ADHD･高機能自閉症等についての実態調査	実施済	100.0%	34	100.0%	2	100.0%	337	100.0%	175	100.0%	57
3	特別支援教育コーディネーターの指名	指名済	100.0%	34	100.0%	2	100.0%	337	100.0%	175	100.0%	57
4	個別の指導計画の作成	作成済	91.2%	31	50.0%	1	98.5%	332	97.7%	171	78.9%	45
		通常学級作成済み					89.9%	303	78.3%	137		
		作成予定	5.9%	2	50.0%	1	1.5%	5	2.3%	4	19.3%	11
		合計	97.1%	33	100.0%	2	100.0%	337	100.0%	175	98.2%	56
5	個別の教育支援計画の作成	作成済	76.5%	26	50.0%	1	98.2%	331	96.0%	168	71.9%	41
		通常学級作成済み					88.4%	298	78.3%	137		
		作成予定	8.8%	3	50.0%	1	1.5%	5	3.4%	6	22.8%	13
		合計	85.3%	29	100.0%	2	99.7%	336	99.4%	174	94.7%	54
		様式準備有	100.0%	34	100.0%	2	100.0%	337	100.0%	175	87.7%	50
6	巡回相談員の活用	活用	82.4%	28	100.0%	2	81.3%	274	71.4%	125	56.1%	32
		活用予定	0.0%	0	0.0%	0	3.3%	11	1.1%	2	3.5%	2
		合計	82.4%	28	100.0%	2	84.6%	285	72.6%	127	59.6%	34
7	専門家チームの活用	活用	73.5%	25	100.0%	2	63.5%	214	61.7%	108	36.8%	21
		活用予定	0.0%	0	0.0%	0	1.8%	6	1.7%	3	0.0%	0
		合計	73.5%	25	100.0%	2	65.3%	220	63.4%	111	36.8%	21
8	特別支援教育に関する教員研修の受講状況	受講済	94.2%	113	82.6%	19	95.7%	4973	90.9%	2907	90.3%	2194
		受講済（管理職）	100.0%	25	100.0%	4	98.8%	666	96.3%	342	96.6%	140
		行政研修受講済	90.8%	109	82.6%	19	90.0%	4680	78.9%	2525	63.9%	1554
		行政研修受講済（管理職）	96.0%	24	100.0%	4	97.3%	656	93.0%	330	90.3%	131

	幼稚園	こども園	小学校	中学校	高校	H28年度計	H27年度	H26年度	H25年度	備　考
個別の教育支援計画作成率（通常の学級）	76.5%	50.0%	88.4%	78.3%	71.9%	83.0%	81.4%	79.7%	71.2%	第2期教育振興基本計画90%
個別の教育支援計画作成率（小中は特学を含む）	76.5%	50.0%	98.2%	96.0%	71.9%	93.6%	90.5%	86.4%	81.6%	
小中個別の教育支援計画作成率			98.2%	96.0%		97.5%	93.7%	91.1%	85.3%	教育委員会目標70%
小中個別の指導計画作成率			98.5%	97.7%		98.2%	95.3%	95.7%	93.6%	
研修受講率	94.2%	82.6%	95.7%	90.9%	90.3%	92.9%	93.0%	92.5%	91.6%	
研修受講率(管理職)	100.0%	100.0%	98.8%	96.3%	96.6%	97.5%	96.8%	97.9%	97.5%	

第Ⅴ章　障害種別の学びの場と就学相談

１　視覚障害について

子どもの目の障害に気付いたら、できるだけ早く眼科医の診断を受けるとともに、視覚障害教育の専門機関に相談することが大切です。

また、視覚に障害のある子どもについては、可能な限り早い段階から、それぞれの障害の状態に応じて、触覚や聴覚を活用した指導や見えやすい条件を整えるなど、個々に応じた特別な配慮のもとに、早期からの系統的な指導を行うことが必要です。

本県の視覚障害に対応する特別支援学校は、盲学校です。盲学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科、専攻科）があり、点字や拡大鏡等による読み書きの学習や物に触れて観察したり、耳から多くの情報を得たりするなどの方法によって、幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行います。幼稚部においては早期教育に力を入れている他、教育相談にも応じています。なお、盲学校には、通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が置かれています。

視覚障害が比較的軽い場合は、小・中学校の弱視特別支援学級において教育を受けるか、あるいは通常の学級で教育を受けます。

就学相談では、子どもの成長に必要な教育の内容、視力の状態に応じた効果的な支援を受けるための教材・教具や施設・設備、専門的な指導を行うための教員等の配置など、我が子の「学びの場」を考える上で必要となる情報を保護者に提供し、学校卒業後の進路や将来の自立を見据えた就学先決定ができるよう配慮することが重要です。

盲学校の教育活動の実際

（１）教科指導の充実

視覚障害教育の専門性を生かした教科指導を行っています。見えの状態は、それぞれ違うため、実態に合わせた教材を用いて、基礎・基本の定着及び発展的な学習の指導を行います。

【拡大読書器での読みの学習】

【触察による詳細な観察】

【高等部専攻科実技指導】

・拡大読書器の画面の文字の大きさや背景を調整しながら、学習に取り組んでいます。

・具体物や３Ｄプリンタを活用し、手で触れ、詳細な全体のイメージを捉える学習に取り組んでいます。

・体育では、ボールを転がす、音の鳴るボールを使用するなどの工夫をしたり、伴走者と共に活動したりして視覚障害スポーツに取り組んでいます。

・高等部専攻科では、職業自立・社会自立を目指し、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師の養成課程があり、卒業すると国家試験の受験資格が得られます。

（２）自立活動の指導

障害の状態に応じて、教科書等が見やすくなるようにルーペや拡大読書器の使い方、白杖を使った歩行の学習や点字の学習、音声によるパソコン操作や情報処理などを中心に学習します。

【点字指導】

【歩行指導】

（３）交流及び共同学習

小・中学校と連携を図りながら、集団の中で共に学び合う学習活動を行っています。小学部では、体育・音楽・道徳などの授業参加を居住地校や近隣の小学校と交流を行っています。中学部では、合唱コンクールやマラソン大会などの行事に向けた授業に参加しています。高等部では、フロアバレーボールなど視覚障害スポーツ交流などを行っています。

２　聴覚障害について

子どもの聞こえに関する障害に気付いたら、できるだけ早く耳鼻科等の専門医の診断を受けるとともに、聴覚障害教育の専門機関に相談することが大切です。

特に、聴覚に障害のある子どもについては、早期からことばの習得を促す指導を行うとともに、一人一人の発達段階に応じたコミュニケーション活動を工夫し、言葉の面の力を更に伸ばす指導を行いながら、系統的な教科指導を行うことが大切です。

本県の聴覚障害に対応する特別支援学校はろう学校とろう学校佐世保分校です。ろう学校（佐世保分校）では補聴器を使った聞こえの学習や、音や言葉を聞き分ける指導、相手の口の形や手話でことばを読みとる学習などを行いながら、幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行っています。幼稚部においては、３歳からの早期教育に力を入れている他、３歳以前からの教育相談にも応じています。聴覚障害に気付いたら早期に教育相談を受けることがとても大切です。なお、ろう学校には、通学することが困難な児童生徒のために寄宿舎が設置されています。

聴覚障害は比較的軽いものの、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の児童生徒は、難聴特別支援学級で学習したり、通常の学級に在籍して、通級による指導を受けたりします。

就学相談では、子どもの成長に必要な教育の内容、聴力の状態に応じた効果的な支援を受けるための教材・教具や施設・設備、専門的な指導を行うための教員等の配置など、我が子の「学びの場」を考える上で必要となる情報を保護者に提供し、学校卒業後の進路や将来の自立を見据えた就学先決定ができるよう配慮することが重要です。

ろう学校の教育活動の実際

（１）乳幼児教育相談

子どもの望ましい全人的成長発達をめざして、聴覚機能や言語能力の面から乳幼児期からの教育相談を行っています。

（２）幼稚部

保有している聴力を最大限に活用すると同時に、補助的手段を用いた指導や様々な体験活動を通して、コミュニケーション能力を育てています。

（３）小学部

聴覚活用による聴覚口話法を基本とし、一人一人の特性に応じた補助的手段を用いて指導を行い、言語力とコミュニケーション能力及び学力の向上に努めています。

（４）中学部

聴覚の活用や読話、発音指導等の専門的な指導をとおして、基礎学力や言語力の向上に努めるとともに、コミュニケーション能力を高めるようにしています。

（５）高等部

平成２８年度から学科を改編し、従来の窯業科、被服科、産業工芸科を総合デザイン科に統合し、理容科と２学科に改編しました。本科科と専攻科との一貫した教育をとおして、社会自立に必要な確かな学力及び職業的技能の習得、習熟をめざしています。また、教科学習の充実を目指し、習熟度別学習を行っています。

〇交流学習の様子

【幼稚部の地域の保育園との交流の様子】

【小学部の地域の小学校との交流の様子】

【中学部の地域の中学校との交流の様子】

【高等部の市内高等学校との交流の様子】

３　知的障害について

県内には、知的障害に対応する県立の特別支援学校が６校、３分校、４分教室、国立の特別支援学校が１校あり、一人一人の実態に応じて、具体的な場面を通して身の回りのことを自分で処理したり、集団生活に参加したりする指導や生活に役立つ言葉や数などの指導をします。中学部・高等部では、作業学習や現場実習などを通して、働く力や社会に参加する力を育てる指導も行っています。

また、通学することが困難な児童生徒のために寄宿舎を設置している特別支援学校もあります。

障害の程度が比較的軽い子どもについては、小・中学校の知的障害特別支援学級で教育を受けますが、通級による指導は、対象となっていないことから、受けることができないことに留意する必要があります。

就学相談では、学校参観や学校公開等の様々な機会に、知的障害の特別支援学校や特別支援学級の授業場面を参観したり教育相談を受けたりするなどして、子どもの知的な発達段階やコミュニケーション能力、集団参加や身辺処理の能力等に応じた教育活動の実際について保護者が正しい理解が得られるようにすることが大切です。

知的障害特別支援学校の教育活動の実際
（佐世保特別支援学校の例）

（１）小学部

○ 日常生活の指導

【手洗い】

【給食の準備】

日常生活の指導は、各教科等を合わせた指導として位置付けられ、日常生活の充実に向けて必要で基本的な内容を段階的に指導し、スキルや意欲を育てていきます。指導は実際の活動を通して行っています。

手洗いは、排せつ後、屋外などから教室に戻ってきたとき、給食前と必ず行わせています。絵・写真カード、手洗いの映像、教師の手本などを見せながら手洗いの手順を知らせています。また、手順だけではなく、自ら清潔を意識して生活できるように配慮して指導しています。

係活動は、児童一人一人に応じた活動を設定しています。係活動の一つである給食の配膳では、牛乳やストローを一つずつ配ることなどに取り組ませています。「ありがとう」と感謝の言葉をかけられ、どの子もうれしそうな表情を見せます。

○ 生活単元学習

【乗り物に乗ろう】

生活単元学習は、「生きる力」を身に付けるために必要な事柄を実際的・総合的に学習する「教科等を合わせた指導」の一つの指導形態です。「乗り物に乗ろう」では、自転車や三輪車、ローラースケートに挑戦しました。乗り物を操作する力を高めたり、バランス感覚を養ったり、興味関心の幅を広げたりすることをねらいとしています。恐る恐るだったローラースケートもしっかりバランスを取りながら前進することができるようになりました。

「買い物に行こう」では、校内模擬店で練習を重ね、学校周辺のお店や大型スーパーでの実際の買い物に臨みました。買い物の仕方、お金の払い方、お店でのマナーなどを学習しました。買った物を大事に持ったり、うれしそうに見せ合っていました。

【買い物にいこう】

【いろいろな仕事】

「いろいろな仕事」では、警察署や消防署を見学して仕事の内容を教えてもらったり、ジュース工場などの作業を体験したりしました。興味をもって見学したり、話を聞いたり、真剣に作業に取り組んだりすることができました。

○ 交流及び共同学習（居住地校交流）

【居住地校交流】

居住地の児童生徒たちとの交流を通して、互いを理解し助け合い、支えあっていこうとする気持ちを育てたり、生活の基盤である地域での社会参加のきっかけ作りとしたりすることをねらいに、希望する児童生徒に対して居住地校交流を行っています。

この写真の児童は、初めての居住地校交流でしたが、図書室でお互い打ち解け合って一緒に絵本を読みました。また、掃除などの活動にも友達と一緒に取り組みました。

居住地校交流を行うことで、お互い顔見知りとなり、地域のお店で声を掛け合ったり、子供会活動などの地域の行事に一緒に参加したりと、同じ地域の仲間としての意識が少しずつ芽生えてきています。

（２）中学部

○ 生活単元学習

【修学旅行調べ学習】

生活単元学習は、生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

「修学旅行」の単元では、修学旅行に向けて日時や目的地を知り、旅行するためのさまざまな準備を学習の中で行うことによって、旅行するときにはどのような手順でどのような準備をすればよいのかを身に付けることができる実践的な学習を行っています。

旅行地を調べる学習、土産を買うための金銭の取り扱いや日程などの時刻･時間の学習、しおりや感想文の作成など社会や国語、数学などの教科の内容を生徒の実態に応じて、体験的に指導しています。

【修学旅行事前発表】

【模擬店での買い物学習】

買い物学習においては、校内に模擬店をつくり、買い物の経験を繰り返し学習します。学習を通して、見通しをもって主体的に活動できるように教材を工夫しています。また、振返りの場面では、一人一人が目標を達成できたか確認し、生徒の活動の良かったところを肯定的に評価し、学習意欲を高めるようにしています。

○ 作業学習

【室内作業：紙すき】

作業学習では、農耕作業、手工芸や紙すきなどの室内作業に取り組んでいます。挨拶や報告、身だしなみ、作業をするための姿勢や作業を継続する力など、将来働くために必要なことを学習しています。また、３年生では、作業学習で培ってきたことを社会の場で実践できるようにするため、校外での現場実習に取り組みます。

【農耕作業】

学校を離れ、地域の事業所等において３日間程度の現場実習を行うことで、協力して働く態度や多くの人とのコミュニケーションを大切にし、働くことの楽しさや大変さを体験することができます。

【現場実習の様子】

【校内作業バザーの様子】

日々の作業学習で栽培した野菜や製作した製品の販売をします。ここでは、生徒一人一人が会計や品出し、商品並べなどの役割分担をして取り組みます。生徒は、自分たちが作った品物を売ったり、お客さんと話したり、慎重に会計をしたりと真剣に取り組みます。バザー終了後の生徒達の表情は、達成感でいっぱいです。

○ 交流及び共同学習（学校間交流）

【学校間交流の様子】

近隣の中学校と学校間交流を実施しています。風船バレーなどのゲームなどのレクリエーション、共同制作を行っています。地域で学ぶ同じ中学生として、共に活動することでお互いを認め合い、理解することを目的としています。大きな集団での活動や一人一人が役割を果たす活動など、特別支援学校だけでは経験できないことが多くあります。

交流学習では、生徒の主体的な活動を見守り、必要に応じて支援するようにしています。生徒間の活動が有意義に進むよう、実施にあたっては、事前に特別支援学校の教員がゲストティーチャーとして交流相手校の生徒へ、特別支援学校の生徒の実態等を説明・紹介することを行っています。活動後も、絵や手紙などの間接交流を通して継続的な交流を行っています。

○ 特別活動

特別活動で行う生徒会活動は、自分の役割を果たし、相互に協力して活動することで、集団や社会の一員としての自覚を深め、意欲をもってその責任を果たすことができるように指導します。

中学部の生徒全員による選挙で選ばれた生徒会役員は毎月行われる、中学部集会の企画・司会進行や多くの行事などでの代表挨拶などの役割を果たしています。また、ベルマーク活動を行っています。

委員会活動としては、美化保健委員会と広報図書委員会が活動をしています。それぞれの委員会は、給食目標や生活目標を考え、中学部集会で発表します。また、広報図書委員会はお薦めの本の紹介なども行います。生徒会活動（委員会活動）の時間には、校内清掃や図書室の本の整理に取り組んでいます。

生徒会役員選挙の様子

委員会活動（中学部集会での発表）

（３）高等部

【作業学習　農業】

【作業学習　木工】

高等部の教育は、卒業後の自立と社会参加を目指して、実態に応じた幅広い学習を行っています。教科学習の「職業」は、社会参加としての職業における勤労の意義について理解するとともに，将来の職業生活に必要な能力を高めることを目標に、社会人として必要なマナーやルール、身だしなみ、言葉遣い、電話の応対、ストレス解消法、余暇の利用などを学習しています。

教科等を合わせた指導の「作業学習」は、作業活動を学習活動の中心にしながら，生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習しています。

企業や福祉事業所での仕事をするうえで大切な挨拶や返事、報告、集中力、丁寧さ、正確性など生徒の実態に応じて取り組んでいます。細かな技術を必要とする作業、協力することが必要な作業、機械や薬品など安全を意識しながら行う作業、天候や気候を考えながら行う作業、時間や人の動きに配慮をしながら丁寧さを必要とする作業などがあります。

【キャリア検定の様子】

平成２７年度からキャリア教育の一環として長崎県ビルメンテナンス協会の協力を得て実施されている長崎県特別支援学校キャリア検定に参加しています。認定資格の取得に向けて主体的に取り組み、自己有能感及び職業的自立への意欲の向上を図ることを目的に開催され、テーブル拭き、自在ぼうき、モップ、ダスタークロスの４種目の検定を行っています。特別支援学校の生徒が一堂に介し１級から 10 級の認定資格を目指して取り組んでいます。

【現場実習】

卒業後の進路選択や決定に向けて実際の現場（職場）で実習する「現場実習」があります。１年生は、グループ単位で実習を行います。家から直接現場に向かう通勤練習、挨拶や報告など仕事に必要な基本的なマナー、働くことへの意欲や意識などを学習します。２年生からは、各事業所に一人配置し実習を行います。自分の可能性を広げたり自分がどの仕事に適しているかを見極めたりする実習です。３年生は、進路を決める実習として希望した現場で実習を行います。生徒の中には、卒業後の生活を見据えて、グループホームの体験も行い、生活面についても学習します。

また、企業への就労を希望する生徒には、卒業後のアフターフォローの機関としてハローワークや就業･生活支援センターとも連携を図っていきます。現場実習前には、事前学習を行い目標設定や仕事のルールマナーの確認などをします。現場実習後には、事後学習を行い目標の反省やこれからの課題を考えたり、現場実習の報告を友達や保護者の前で行ったりするなど、現場実習を通じて卒業後の生活を考えて仕事をするための気持ちを高めていきます。

その他にも、卒業した先輩を学校に招いてゲスト講師として、仕事や生活の話をしてもらい卒業後の生活を意識することができるアドバンスセミナーの開催も行っています。

４　肢体不自由について

県内には、肢体不自由に対応する特別支援学校が５校、１分教室あります。

肢体不自由の特別支援学校では、小・中学校、高等学校に準ずる教育のほか、障害の程度が重い児童生徒の実態に対応するために看護師を配置している学校もあります。また、病院に隣接し、入院の必要な児童生徒を対象とした教育を行ったり、医療機関や家庭に教員を派遣して訪問教育を行ったりしている学校もあります。

なお、通学のために、車椅子に乗ったまま乗り降りができるリフト付きのスクールバスを運行している学校や、通学が困難な子どものために、寄宿舎を設置している学校もあります。

障害の程度が比較的軽い子どもについては、小・中学校の肢体不自由特別支援学級で教育を受けます。

就学相談では、子どもの成長に必要な教育の内容、肢体不自由の状態に応じた効果的な支援を受けるための教材・教具や施設・設備、専門的な指導を行うための教員や看護師の配置、学校給食における発達段階を考慮した形態食の提供など、我が子の「学びの場」を考える上で必要となる情報を保護者に提供し、学校卒業後の進路や将来の自立を見据えた就学先決定ができるよう配慮することが重要です。

肢体不自由特別支援学校の教育活動の実際
（諫早特別支援学校の例）

（１）小・中学校の学習指導要領に準じた教育課程で学ぶ児童生徒

小・中学校と同じ教科書を使って学習しています。該当する学年の教科書を使って学習している児童や、教科によっては下学年の教科書を使って学習をする児童もいます。

【国語の学習】

【音楽の学習】

（２）知的障害特別支援学校の教科に代替した教育課程で学ぶ児童生徒

知的障害特別支援学校の各教科の実態に応じた段階の内容（小学部は１から３段階まで）を学習します。

より生活に結びついた指導が必要な場合は、各教科等の内容を合わせて指導を行います。各教科等を合わせた指導には、生活単元学習や遊びの指導、日常生活の指導があります。

【ひらがなの学習（国語）】

【石で表現（図画工作）】

【絵本を見る（国語）】

遊びの指導では、固有感覚、前庭感覚を活用した遊具等を用いた遊びを通して、外界への気付きや関わり、姿勢をコントロールする力を育てます。また、感触遊び（粘土や水）等、触覚を活用した遊びも行っています。

【感覚を活用した遊びの指導】

（３）自立活動

個々の児童の障害の状態や発達の程度に応じて、特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」の中から選定し指導を行っています。

下の写真は、児童の運動・動作の実態に合わせ、歩行や立位等の姿勢保持の学習をしています。自ら移動をしたり、座位→膝立ち位→立位と姿勢を保持できるようになったりすることで、視野が広がり人やものへの興味関心が育ちます。

【歩行器での歩行】

【机につかまり立位保持】

また、教科学習や食事、排泄等において必要な姿勢を保つこと、姿勢を変換することにもつながります。対象物をしっかりと見て色や形を捉えて弁別する学習や、目的物に手を伸ばす学習等をしています。見分ける力や手の操作性は、国語や算数等の教科学習の基礎となります。

【型はめの学習】

【色の弁別の学習】

【目的物に手を伸ばす学習】

５　病弱・身体虚弱について

病気の子どもや体の弱い子どもには、入院などによって遅れがちな学力を補い、積極性や社会性を促すとともに、自らの健康を回復させようと努力する意欲や態度を育てることが大切です。

近年は、通常の学級で適応困難になった児童生徒が病院を受診し、心身症等の診断を受けるケースが増加しており、医療と教育が連携しながら、子どもの心や精神の状態に応じたきめ細かな教育を行うことが求められています。

そのような子どもの教育の場として病弱特別支援学校が県内には３校あり、小・中学校及び高等学校に準じた教育を行い、併せて健康回復のための学習を行っています。通学が困難な子どものために寄宿舎を設置している学校や病院に隣接して治療をしながら教育を行う学校もあります。病弱特別支援学校は、年度途中の転学も受け付けています。

また、長崎市、佐世保市の病院では、院内に小学校、中学校の特別支援学級を設置し、長期入院が必要な子どものための学習支援を行っているところがあります。

就学相談では、医療等の専門機関からの情報を踏まえるとともに、病弱特別支援学校の授業場面を参観したり教育相談を受けたりするなどして、子どもの病状等に応じた教育活動の実際や病状回復後の元籍校への転学に関する情報等を保護者に提供し、子どもも保護者も安心して教育を受けられるよう配慮することが大切です。

病弱特別支援学校の教育活動の実際

（１）児童生徒の実態や習熟度に応じた指導

長期にわたる入院や不登校等により、これまでに該当学年の学習を受けていない児童生徒に対しては、習熟度によるグループ学習や個別学習により、下学年の内容を学習しています。習熟度に応じた学習や学び直しをすることにより、勉強に対する自信を付けるとともに基礎学力の定着につながっています。

（２）慢性内部疾患等の児童生徒への対応

ぜんそくや内臓疾患・脳神経疾患等により体調を崩しやすい児童生徒に対しては、保護者や主治医と連携して体調の変化に留意しながら学習活動に取り組みます。急激な体調の変化により、救急搬送が必要となる場合がある児童生徒に対しては、「個別の対応マニュアル」を作成して緊急時に備えています。

（３）心身症等の児童生徒への対応

心理的・精神的要因により、日常生活や学習、他人とのコミュニケーションに不安感を抱いたり困難を感じたりしている児童生徒に対しては、本人の考えやペースを尊重しながらも的確なアドバイスをして不安を取り除き、常に子供の心情に寄り添った指導をしています。小学校で友達関係がうまく作れず、集団に入れないことで不登校になった児童や、中学校で勉強について行くことができずに不登校になった生徒が、病弱特別支援学校に転校後は、教師の細やかなアドバイスを受けたり他人との接し方を練習したりすることで自信が付き、自分のペースで学習できることに安心して、毎日休まずに登校できるようになった例や緘黙で家庭以外では言葉が出ずに対人関係に困難を感じていた生徒が少しずつ環境に慣れ、生徒会等の活動を通して自信を付け、教師や友達と自然に会話ができるようになった例などもあります。

（４）授業体験・寄宿舎宿泊体験

病弱特別支援学校における教育が望ましいかどうかを判断するにあたり、学校見学や授業体験、寄宿舎のある学校においては宿泊体験も実施しています。児童生徒の体調や心身の状況により、短時間や半日単位等での体験も実施しており、見学や体験を通して病弱特別支援学校のことを知り、転学後の生活に見通しをもつことができます。

（５）進路指導

病気の回復・改善や本人・保護者の希望により前籍校や居住地校へ戻る場合は、交流及び共同学習により小・中学校の学習活動に参加し、体力面や精神面において転学が可能かどうか判断しています。

また、中学部や高等部を卒業する際に、本人・保護者との進路相談を通して的確な情報の提供や学習面でのアドバイスを行い、特別支援学校高等部、高校、大学、専門学校、就労など、様々な希望に対して進路の実現をめざしています。

６　言語障害について

「からす」を「タラス」、「さかな」を「チャカナ」と発音したり、吃音があったり、単語だけで話したり言葉がつながらなかったりするなどの話し方に障害のある子どもは、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で教育を受けることができます。

ただし、言語障害は、障害の原因によりその対応が異なるため、特別支援学級又は通級指導教室の対象とするか否かについて、保護者の意見を十分聴いた上で、言語障害教育の経験のある教員等による観察・検査や専門医による診断等に基づき、総合的に判断する必要があります。

７　自閉症・情緒障害について

自閉症の子どもには、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴が見られます。

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴わないものをアスペルガー症候群と言い、これらは広汎性発達障害・自閉症スペクトラムに分類されます。高機能自閉症やアスペルガー症候群の子どもの多くは通常の学級に在籍しています。

また、他人との意思疎通や対人関係の形成に困難があったり、主として心理的な要因による選択性かん黙等があり社会生活への適応が困難であったりする子どもの教育は、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級で行っています。

このような子どもたちは、多くが高等学校へ進学するため、当該学年に準じた教育を個別指導や交流学級で効果的に行うなど、教育課程の編成に留意しておく必要があります。

また、比較的障害の程度が軽い子どもについては、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けることがあります。

なお、知的障害や肢体不自由等を併せ有する場合は、他障害種別特別支援学級や特別支援学校で教育を行います。このような子どもの就学相談に当たっては、一人一人の実態や教育的ニーズを十分に把握した上で就学先を選択するなど、適切な対応を図ることが大切です。

８　学習障害（ＬＤ）について

学習障害（ＬＤ）とは、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものです。

学習障害のある子どもは、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」などとみなされ、障害の存在が見逃されてしまいがちです。保護者や学校教育関係者が障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを十分に認識し、低学年のうちから適切に対応することが必要です。

学習障害のある子どもに対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本ですが、その障害の状態に応じて一部特別の指導が必要であると判断される場合は、通級による指導の対象となります。

９　注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）について

注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）とは、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示すものです。

注意欠陥多動性障害のある子どもは、「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされ、障害の存在が見逃されてしまいがちです。

保護者や学校教育関係者が障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを十分に認識し、低学年のうちから適切に対応することが必要です。

注意欠陥多動性障害のある子どもは、通常の学級における学習に参加しつつ、個々の子どもの障害に応じた配慮が必要な場合や通級指導教室での特別な指導が必要になる場合があります。

【特別支援学級における小集団の学習】

【通常の学級におけるティーム・ティーチング】

【通級指導教室における自立活動の指導】

＜参考資料＞

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川　喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた，学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については，「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う，障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので，十分に御了知の上，適切に対処下さるようお願いします。

なお，「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また，各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して，各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して，各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して，各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して，下記について周知を図るとともに，必要な指導，助言又は援助をお願いします。

記

第 1　障害のある児童生徒等の就学先の決定

1　障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては，障害のある児童生徒等が，その年齢及び能力に応じ，かつ，その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため，可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ，必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は，乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学，認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて，障害のある児童生徒等及びその保護者に対し，就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は，改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について，最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし，保護者の意見については，可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2　特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で，その障害が，学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち，市町村の教育委員会が，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として，適切な

教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア　視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお，年少者，知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから，一人一人の状態に応じて，検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか，検査時の反応をよく確認すること等により，その正確を期するように特に留意すること。

イ　聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき，失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ　知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査，コミュニケーション，日常生活，社会生活等に関する適応機能の状態についての調査，本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ　肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき，上肢，下肢等の個々の部位ごとにとらえるのでなく，身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際，障害の状態の改善，機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ　病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき，疾患の種類，程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3　小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

①　障害の種類及び程度

ア　知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のもの

イ　肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ　病弱者及び身体虚弱者

一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ　弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ　難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ　言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ　自閉症・情緒障害者

一　自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの

②　留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては 2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア　言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ　自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ　情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ　弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

オ　難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

カ　学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ　注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク　肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア　学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ　通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ　通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ　通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ　通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ　通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ　学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4　その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし，教育を受けることが困難又は不可能な者については，保護者の願い出により，就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第２　早期からの一貫した支援について

1　教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は，医療，保健，福祉，労働等の関係機関と連携を図りつつ，乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また，都道府県の教育委員会は，専門家による巡回指導を行ったり，関係者に対する研修を実施する等，市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2　個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには，障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について，本人・保護者の了解を得た上で，その扱いに留意しつつ，必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から，市町村の教育委員会においては，認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や，障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ，適宜資料の追加等を行った上で，障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し，当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3　就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は，固定したものではなく，それぞれの児童生徒の発達の程度，適応の状況等を勘案しながら，柔軟に転学ができることを，すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには，２の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し，必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し，就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4　教育支援委員会（仮称）

現在，多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については，早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず，その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに，「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

＜　教育・就学相談Ｑ＆Ａ　＞

１　特別支援学校に関するＱ＆Ａ

２　特別支援学級・通級による指導に関するＱ＆Ａ

３　就学相談に関するＱ＆Ａ

４　就学後の就学先変更に関するＱ＆Ａ

1　特別支援学校に関するＱ＆Ａ

（Ｑ１）長崎県の特別支援学校では、どれくらいの数の子どもが学んでいますか？

○ 長崎県では、平成２８年５月現在１６１４名の幼児児童生徒（国立を含む）が学んでおり、特に、知的障害特別支援学校高等部で学ぶ生徒が増加しています。

平成２８年度各特別支援学校各学部別幼児児童生徒数一覧

平成２８．５．１現在

障害種別	学　校　名	学　　部	児童生徒数 下段［ ］は訪問（内数） 幼	小	中	高	専	合計	寄宿舎、関係施設・病院等
視覚障害	盲学校	幼 小 中 高 専		5	4	8	12	29	寄宿舎 スクールバス
聴覚障害	ろう学校	幼 小 中 高 専	5	8	9	14	5	41	寄宿舎 スクールバス
	ろう学校 佐世保分校	幼 小 中	2	3	5			10	
知的障害	佐世保特別支援学校	小 中 高		47	30	123		200	スクールバス
肢体不自由		小 中 高		31 [3]	18 [1]	11 [1]		60 [5]	
知的障害	佐世保特別支援学校 高等部北松分教室	高				22		22	北松農業高校内
	佐世保特別支援学校 高等部上五島分教室	高				9		9	上五島高校内
	島原特別支援学校	小 中 高		21	29	71 [1]		121 [1]	
	島原特別支援学校 南串山分教室	小 中		5	3			8	
	虹の原特別支援学校	小 中 高		59	73 [1]	175		307 [1]	寄宿舎 スクールバス
	虹の原特別支援学校 壱岐分校	小 中 高		8	4	21		33	小･中学部　盈科小学校内 高等部　壱岐高校内
	虹の原特別支援学校 高等部対馬分教室	高				9		9	対馬高校内
	鶴南特別支援学校	小 中 高		31	55	109		195	児童福祉施設（みのり園） スクールバス
	高等部西彼杵分教室	高				8		8	西彼杵高校内
	鶴南特別支援学校 時津分校	小 中 高		32	22	16		70	スクールバス 盲学校内
	鶴南特別支援学校 五島分校	小 中 高		12	5	19		36	小・中学部　福江小学校内 高等部　五島海陽高校内
	希望が丘 高等特別支援学校	高				95		95	
	川棚特別支援学校	小 中		17	18			35	児童福祉施設（あすなろ）
肢体不自由	長崎特別支援学校	小 中 高		35 [4]	8 [1]	8 [3]		51 [8]	スクールバス 独立行政法人国立病院機構長崎病院
	諫早特別支援学校	小 中 高		34 [10]	36 [1]	48 [3]		118 [14]	寄宿舎 スクールバス 重症心身障害児施設 諫早療育センター
	諫早特別支援学校 みさかえ分教室	小 中		1	2			3	児童福祉施設（みさかえの園）
肢体不自由 病弱	諫早東特別支援学校	小 中		15	19			34	県立こども医療福祉センター
病弱	大村特別支援学校	小 中		9 〔1〕	11			20 〔1〕	寄宿舎 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 長崎県精神医療センター
肢体不自由 病弱	桜が丘特別支援学校	小 中 高		2	6	44 [4]		52 [4]	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター 長崎県精神医療センター
合　　計			7	375 [18]	357 [4]	810 [12]	17	1,566 [34]	
知的障害	長崎大学教育学部 附属特別支援学校	小 中 高		10	15	23		48	

〔　〕は訪問教育を受けている児童生徒数（内数）

（Ｑ２）分校と分教室の違いは何ですか？

○ 特別支援学校の分校は、本校に準じた取扱いとなっており、教頭、事務職員等を置くことができます。本県においては、小、中、高等部の各分教室が設置された地域において、その後の児童生徒数の見込みを考慮し、分教室を分校化することがあります。

○ 特別支援学校の分教室は、本校内の学級の一部として考えられます。そのため、教頭はおらず、部主事が管理職として分教室の運営に当たります。

○ 小・中・高等学校の施設内に設置している分教室、分校では、行事を共同開催するなど、日常的に子どもたちの交流及び共同学習が行われており、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムが推進されています。

（Ｑ３）複数の障害に対応できる学校はありますか？

○ 特別支援学校は５つの障害種（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）ごとに設置されていますが、下記に示す学校においては、複数の障害を対象としています。

○ 複数の障害のある児童生徒を「重複障害」といい、その他の特別支援学校でも、重複学級において教育を行うことは可能ですが、どの障害が主障害となるかは、一人一人の障害の状態に応じて判断する必要があります。

※　佐世保特別支援学校　（知的障害、肢体不自由）

※　諫早東特別支援学校　（肢体不自由、病弱）

※　桜が丘特別支援学校　（肢体不自由、病弱）

（Ｑ４）障害の程度が重く、近くの特別支援学校に通えない場合は、どのような対応がされていますか？

○ 病気や障害の程度が重いために、学校へ通うことができない子どもには、特別支援学校の教員が家庭や施設あるいは病院を訪問して指導する訪問教育制度があります。長崎県の場合、学校から訪問先までの距離にもよりますが、３名の児童生徒に対して、１名の教員が配置されます。

○ 授業時数は週３日、１日２時間程度を原則としますが、担当する児童生徒数、対象児童生徒の障害の程度、指導等の実態及び訪問のために要する移動時間等を考慮した上で、保護者等の理解が得られる場合、週６時間を超えて指導することができます。

○ また、児童生徒の実態や学校の指導体制等を考慮しながら、家庭や施設等での個別学習に加えて、在籍する特別支援学校や近隣の特別支援学校へのスクーリング、地域の小・中学校等との交流及び共同学習を行う機会を、可能な限り確保するようにしています。

（Ｑ５）医療的ケア必要な子どもにはどのような対応がされていますか？

○ 医療的ケアには、経管栄養、口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引、気管支拡張剤等の吸入、酸素療法、人工呼吸器の使用、導尿などがあります。

○ 医療的ケアの必要な児童生徒の安全な学校生活を確保するために、必要な学校には看護師を配置しています。

○ 看護師が、どの学校に配置されるかは子どもの実態に応じて変わりますので、市町教育委員会の担当者は、医療的ケアの必要性について、県教育委員会と連携を密にしておく必要があります。

＜特別支援学校の看護師配置状況＞

学校名	看護師数	学校名	看護師数	学校名	看護師数
佐世保	2	鶴南時津	1	みさかえ	1
虹の原壱岐	1	長崎	2	桜が丘	1
島原	2	諫早	3	計	１３

（Ｑ６）特別支援学校高等部卒業後の進路は、どのようになっていますか？

○ 平成２８年３月卒業生の進路状況は、約６割が福祉サービスの利用、約３割が就職という状況です。しかし、就職希望者に対する就職率は年々増加しており、平成２７年度は希望者のうち、約９割が就職をしています。

○ 知的障害特別支援学校高等部の生徒を対象に、「長崎県特別支援学校キャリア検定」を実施し、清掃の技能検定を行うなど、就労に向けた生徒の意欲や知識・技能を高める教育を行っています。

１　平成２８年３月特別支援学校高等部卒業生の進路

障害種	卒業生	進学	就職	福祉サービス利用	家庭
視覚障害	4	1	0	3	0
聴覚障害	1	1	0	0	0
知的障害	188（2）	8	73	105（2）	2
肢体不自由	23（1）	3	0	20（1）	0
病弱	3	1	1	1	0
合計	219（3）	14	74	129（3）	2
割合	―	6.4%	33.8%	58.9%	0.9%

※（　）は訪問教育の生徒で外数

２　過去５年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移

（１）　就職希望者に対する就職率

年　度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
長崎県	82.5%	75.4%	82.4%	89.3%	90.1%

（２）　卒業生全体に対する就職率

年　度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
長崎県	29.0%	24.7%	29.9%	33.9%	38.8%
全国（知的）	28.4%	30.2%	31.1%	31.5%	

＜特別支援学校のキャリア検定＞

- 年２回開催予定　（７月、２月）
- 会場　　シーハットおおむら
- 清掃４種目実施　（テーブル拭き、自在ぼうき、モップ、ダスタークロス）

（Ｑ７）知的障害特別支援学校の高等部を受検するには、必ず療育手帳を取得しなければならないのですか？

○ 知的障害特別支援学校高等部の受検資格として、学校教育法施行令第２２条の３に示す知的障害があることの証明が必要となります。

○ そのため、各学校は、入学願書を提出する際に、「療育手帳の写し」や「公的機関で３年以内に実施された標準検査の結果」の提出を求めています。

○ ただ、知的障害特別支援学校の高等部を受検するために、必ず療育手帳を取得しなければならないということではありません。

○ 療育手帳を所持していない場合は、特別支援学校などの公的機関に相談し、個別の知能検査（田中ビネー知能検査等）及びＳ－Ｍ社会生活能力検査を実施してもらい、その検査の結果を提出することで、知的障害特別支援学校の高等部を受検することができます。

○ ただし、検査結果の内容によっては、学校教育法施行令第２２条の３に示す知的障害に該当しないということで、受検資格が認められない場合もあることに留意してください。

○ 生徒の大事な進路に関わりますので、受検資格に関してわからないことがある場合は、早めに特別支援学校もしくは県教育委員会特別支援教育室に相談してください。

○ なお、療育手帳を所持していると様々な福祉サービスを円滑に利用することができ、知的障害特別支援学校では、職場実習や校外学習等で必要に応じて生徒に手帳を利用させる場合があります。そのため各学校は、入学前に手帳を取得しておくことを勧めています。

（Ｑ８）特別支援学校には、スクールバスはありますか？

○ 県内の特別支援学校でスクールバスを運行しているのは、以下の学校です。

平成２８年度特別支援学校スクールバス運行状況

学校名	発着場所
盲	県庁裏
鶴南時津分校	浦上駅（発）　　滑石営業所（着）
ろう	つつじが丘
佐世保特別支援	佐世保駅前
	黒髪営業所
虹の原特別支援	つつじが丘
	波佐見町総合文化会館 （高等部のみ。原則H29年度以降の入学者は利用不可。）
鶴南特別支援	野田
	木鉢入口
	上床
	長与
長崎特別支援	長崎県営野球場
諫早特別支援	長崎
	大村

（Ｑ９）スクールバスは、希望をすれば誰でも利用できますか？

○ スクールバスには乗車定員があるので、希望をすれば必ず利用できるとは限らず、スクールバスの目的（自力通学が困難な児童生徒や保護者の送迎が困難な児童生徒の通学のため）から、学校近くに居住している場合は、原則として利用できないことになっています。

○ また、安全に乗車できることが原則となっていますので、医療的ケアが必要であったり、病気になったりした場合は、乗車できません。

○ なお、バスの中で動き回ったり、パニックになったりする場合も、安全に配慮して乗車できないことになっていますので、その際は、保護者の責任で送迎することになります。

○ スクールバスを利用したいときには、事前に就学先の特別支援学校に確認する必要があります。

（Ｑ１０）スクールバスの利用上の留意事項はありますか？

○ 各特別支援学校が定めるスクールバス利用手続き等に基づき、利用することになります。

○ バスごとに運行経路や乗車場所が決まっているので、定められた時間までに定められた場所で待機し、保護者の方で子どもの乗車・降車をしてもらうことになります。

（Ｑ１１）スクールバスが運行していない場合、どのような通学サポートがありますか？

○ スクールバスが運行していない特別支援学校では、保護者の送迎が基本となります。

○ 通学に係る経費については、就学奨励費の対象となり、実費（保護者の所得に応じて段階があります。）が支給されます。

○ 放課後デイサービスによる下校支援を利用している方もいます。

（Ｑ１２）就学奨励費とはどのようなものですか？

○ 特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。対象とする経費は、教科書費、給食費、通学費、寄宿舎からの帰省費、寄宿舎居住費、修学旅行費、学用品費などがあります。

○ 保護者の所得に応じて、全額支給、半額支給など段階があります。

１　教科用図書購入費（実費）※
２　学校給食費（実費）
３　通学に要する交通費［本人経費］（実費）
４　帰省に要する交通費［本人経費］（実費）･･･ 年間３９往復以内※
５　付添人の付添いに要する交通費※
　(ｱ) 通学費［付添人経費］（実費）･･･ 小学部１～３年
　　肢体不自由特別支援学校小学部４年～高等部も可
　　重度・重複障害の児童生徒(小学部４年～高等部)も可
　(ｲ) 帰省費［付添人経費］（実費）･･･ 年間３９往復以内
　　小学部～中学部
　　重度・重複障害又は肢体不自由の高等部の生徒も可
６　職場実習に要する交通費（実費）
７　交流及び共同学習に要する交通費（実費）
８　寄宿舎居住に伴う経費※
　(ｱ) 寝具購入費（実費；限度あり）
　(ｲ) 日用品購入費（実費；限度あり）
　(ｳ) 食費（実費；限度あり）

９　修学旅行費
　(ｱ) 修学旅行費［本人経費］（実費；限度あり）
　(ｲ) 修学旅行費［付添人経費］（実費；限度あり）
　　※肢体不自由・重度重複の生徒の付添のみ
　(ｳ) 校外活動等参加費（本人、付添人経費）（実費；限度あり）※本人のみ
　(ｴ) 職場実習宿泊費（実費；限度あり）※
１０　学用品等購入費（実費；限度あり）
１１　新入学児童・生徒学用品費等（実費；限度あり）

※　は小学校・中学校の特別支援学級等では適用されません。

（Ｑ１３）特別支援学校の寄宿舎は、どのようなものですか？

○ 特別支援学校は、障害種別に１校ずつ計５校に寄宿舎が設置されています。ほとんどの寄宿舎は、学校に隣接して設置されており、寄宿舎指導員がサポートしながら、寄宿舎生が互いに協力し合って生活しています。

障害種	学校名	寄宿舎生数（H28.5.1 現在）					備考
		小	中	高	専	計	
視覚障害	盲学校	2	3	5	5	15	
聴覚障害	ろう学校	2	0	8	1	11	
知的障害	虹の原特別支援学校	6	11	46		63	
肢体不自由	諫早特別支援学校	1	4	11		16	
病弱	大村特別支援学校	0	4			4	小・中学部のみ

（Ｑ１４）寄宿舎の利用費は、どのようになっていますか？

○ 寄宿舎費（舎費、舎食費、給食費）は、学校によりますが、毎月約２万円程度かかります。
○ 寄宿舎に伴う経費は、就学奨励費の対象となります。

（Ｑ１５）寄宿舎は、希望をすれば誰でも入舎できますか？

○ 寄宿舎は、遠隔地や交通の不便さなどのために通学が困難な児童生徒のために設置されており、誰でも入舎できるものではありません。
○ 特に、「家庭での養育が困難なため」などの理由で入舎することはできません。
○ 各学校において入舎願を提出し、校長が入舎を許可します。

（Ｑ１６）寄宿舎の利用上の留意事項はありますか？

○ 児童生徒が次のいずれかに該当するときは、校長が入舎の承認を取り消すことがあります。
- 保護者及び本人が退舎を申し出た場合
- 自宅等からの通学が望ましい場合
- 寄宿舎における集団生活への適応が困難な場合
- 著しく寄宿舎の決まりに反した場合
- 経費の滞納が続く場合

（Ｑ１７）寄宿舎では、子どもたちはどのようにして過ごすのですか？

○ 集団生活なので、清掃や配膳など協力して行います。自由時間は本を読んだり、友達とゲームをしたりして、それぞれ過ごします。また、舎生全員で行う行事も年間で予定されています。

○ 休日は原則として帰省します。

※　虹の原特別支援学校の例

年間行事計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月
入舎式 オリエンテーション	火災避難訓練	情報交換会	花火大会 七夕 大掃除		お月見会 地震避難訓練
１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
火災避難訓練	食事会	クリスマス会 大掃除	火災避難訓練	節分の会 お別れ会 退舎式	大掃除

日課表		
時間	小学部・中学部	高等部
6:30	起床・洗面・舎室清掃	
6:45	配膳準備	
7:00	朝　　食	
8:00	食堂清掃・舎内清掃	
8:15	歯磨き・排泄・登校準備	
8:30	登校	登校（8：20～）
13:50	小学部下校（学年、曜日で変則）	
14:05	中学部下校（金）	
14:10	洗濯物片付け・入浴準備	高等部下校（金）
14:30	中学部下校（月～木）	
15:10	自由時間	高等部下校（月～木） 自由時間
17:15	配膳準備	
17:30	夕　　食	
18:00	食堂清掃・歯磨き・排泄・入浴・洗濯	
19:00	自由時間	自習時間
20:00		
20:30	就寝準備・点呼	
20:45	消　　灯	点　呼 就寝準備
21:00		
21:30		
22:00		消　灯

２　特別支援学級・通級による指導に関するＱ＆Ａ

【特別支援学級】

（Ｑ１）長崎県の特別支援学級では、どれくらいの子どもが学んでいますか？

○ 長崎県では、平成２８年５月現在１８１１名の児童生徒が学んでおり、特に、自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶ児童生徒が増加しています。

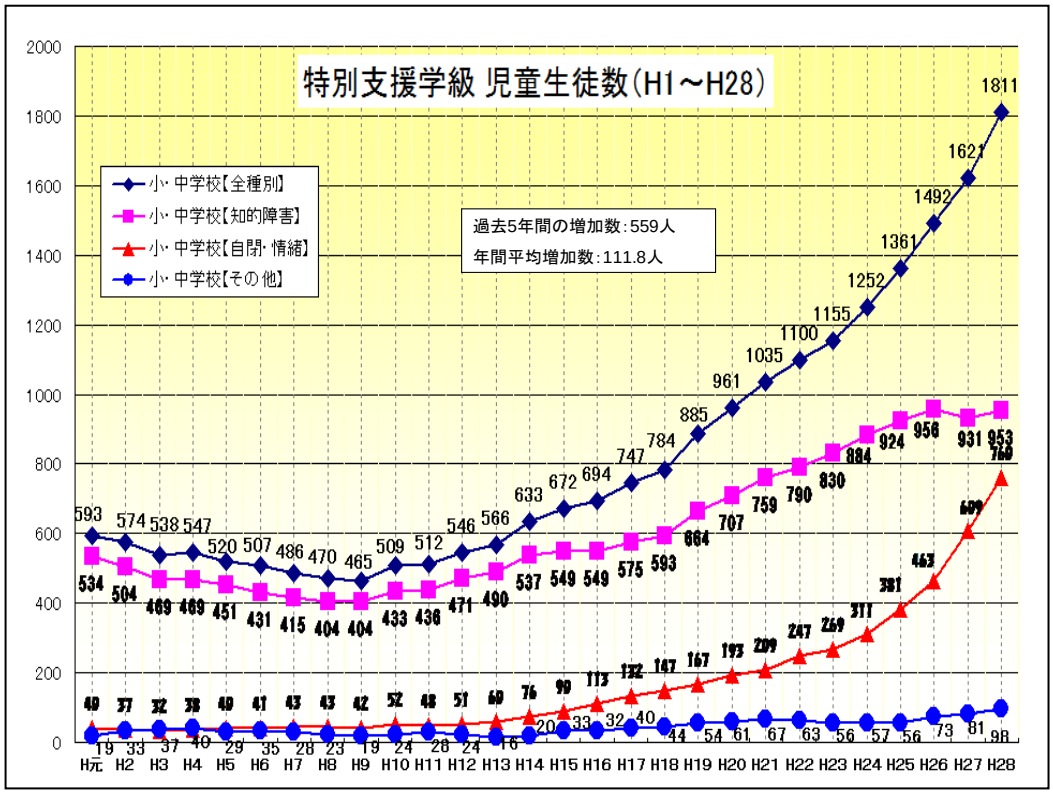

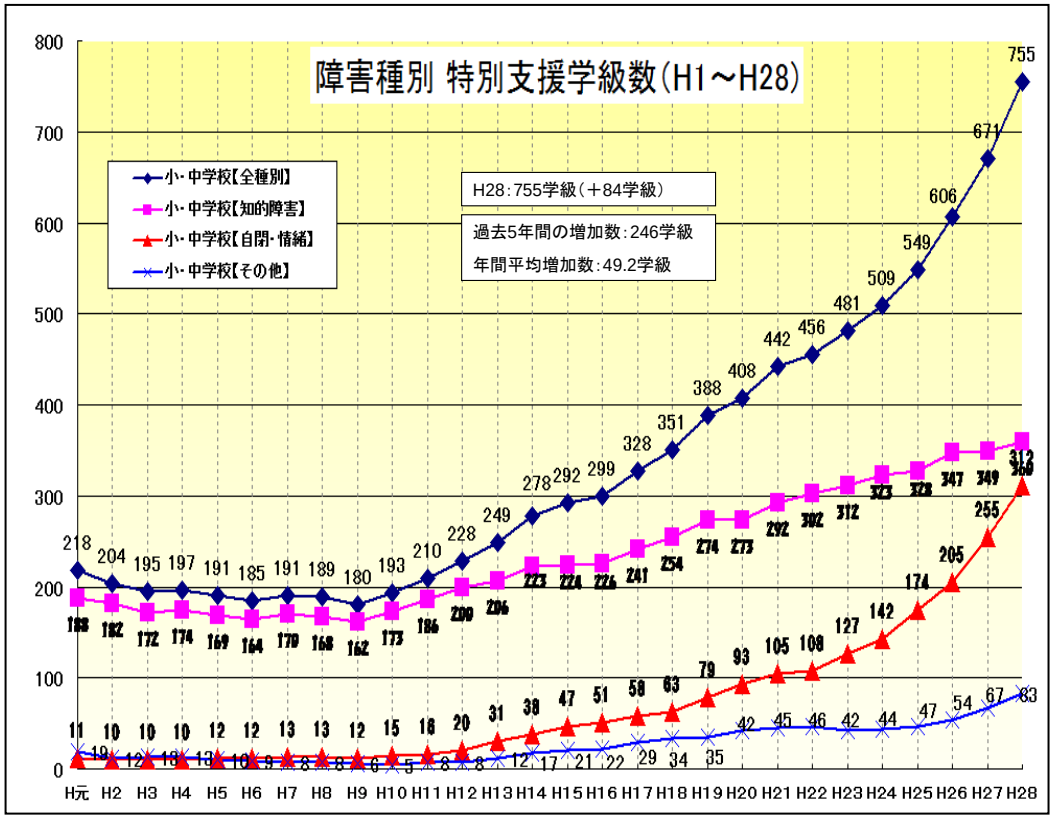

（Ｑ２）特別支援学級では、どのような授業をするのですか？

○ 特別支援学級は、小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものです。

○ 基本的に小・中学校の通常の学級と同じ教科・領域を学び、加えて障害の改善・克服を目的とした自立活動の内容を取り入れます。

○ 児童生徒の実態に合わせて、下学年の内容を取り扱ったり、知的障害がある場合は、知的障害特別支援学校の各教科に替えたりすることができます。

（Ｑ３）特別支援学級で行われる「合わせた指導」とはどういうものですか？

○ 「生活単元学習」、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「作業学習」などは、「領域・教科等を合わせた指導」と呼ばれ、学校教育法施行規則第１３０条第２項で、特別支援学校で知的障害者を教育する場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとされていることを根拠とします。

○ 特別支援学級の指導においては、「特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考とし（小・中学校学習指導要領解説総則編）」とあるため、「領域・教科を合わせた指導」を行うことができます。ただし、合わせた指導は知的障害がある児童生徒の学習を行う場合のみであり、知的障害がない児童生徒は、小・中学校の各教科、領域の学習を履修しなければならないことに留意する必要があります。

○ また知的障害がある児童生徒の場合、必ず合わせた指導を行わなければならないというのではなく、当該学年、下学年、知的障害特別支援学校の各教科等への代替という順で学習内容を考える必要がありますが、これらは「教育課程の編成」になるため、担任一人の判断ではなく、校内の組織等を活用して計画する必要があります。

（Ｑ４）中学校特別支援学級の卒業後の進路状況を教えてください。

○ 平成２７年度、中学校特別支援学級の卒業生の約７５％は特別支援学校高等部へ進学し、約２０％は、高等学校へ進学しています。

○ 高等学校には、自閉症・情緒障害学級から約４０名と最も多く、知的障害特別支援学級からも１０名程度、進学しています。

○ 進路については、特別支援学級入級当初から本人、保護者と十分な相談を行い、学習内容等の共通理解を図っておく必要があります。

○ 特に特別支援学校と特別支援学級では対象となる障害の程度や種類に違いがあることに留意し、特別支援学級に在籍していることが、特別支援学校高等部へ進学できる要件とはならないことを確認しておく必要があります。

○ また、高等学校への進学を希望する場合は、事前に提出書類等を当該高等学校と確認をしておく必要があるため、早いうちからの進路相談が大切です。

（Ｑ５）「交流及び共同学習」とはどのようなものですか？

○ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がお互いを理解し、同じ社会に生きる人間として共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶものです。

○ 少人数での指導が中心になりがちな特別支援学級において、社会性や協働性を育むためにも交流学級との学習は大きな意義があります。

○ 単に同じ場で活動することだけではなく、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒の、双方の学習のねらいを明確にしておくことが大切です。

○ 音楽や図画工作、美術、体育等で行われることが多いですが、他の教科や係活動、給食、朝の会、帰りの会などを交流学級で行っている場合もあります。

【通級による指導】

（Ｑ６）長崎県の通級指導教室では、どれくらいの子どもが学んでいますか？

○ 長崎県では、平成２８年５月現在１９１７名の児童生徒が学んでおり、特に、LD・ADHDの通級指導教室で学ぶ児童生徒が増加しています。

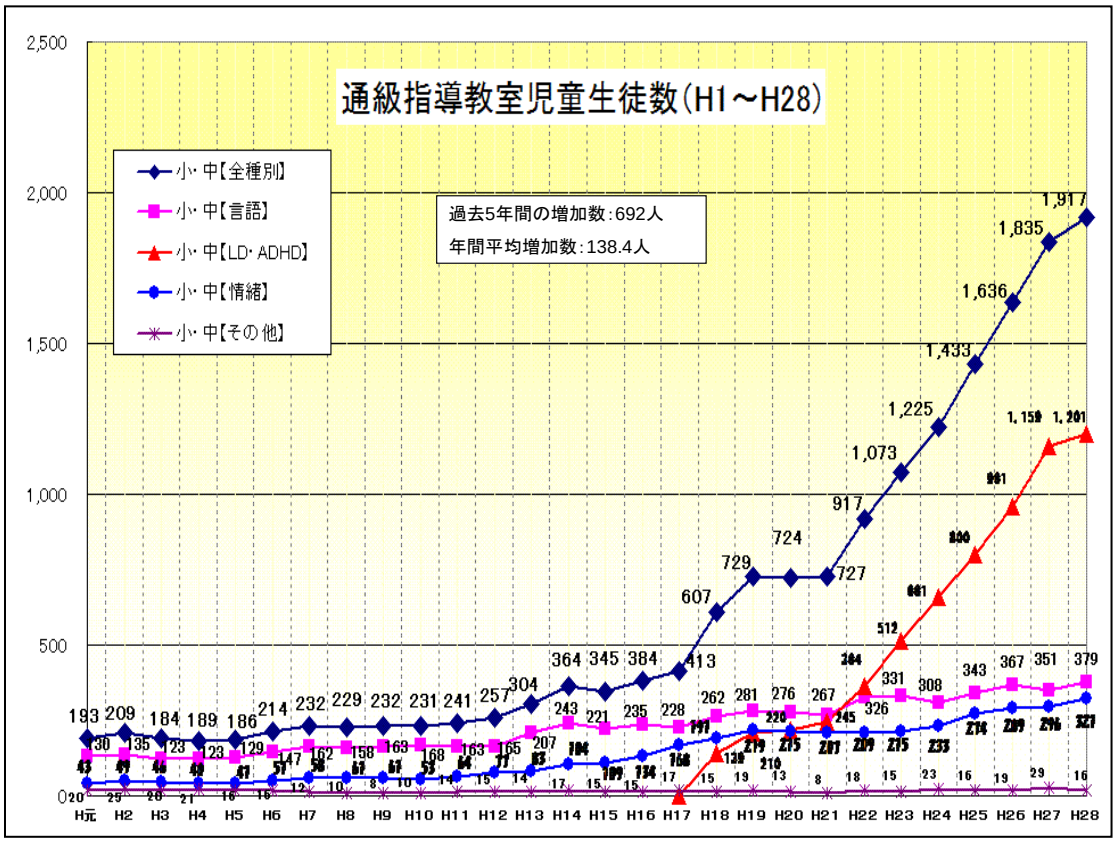

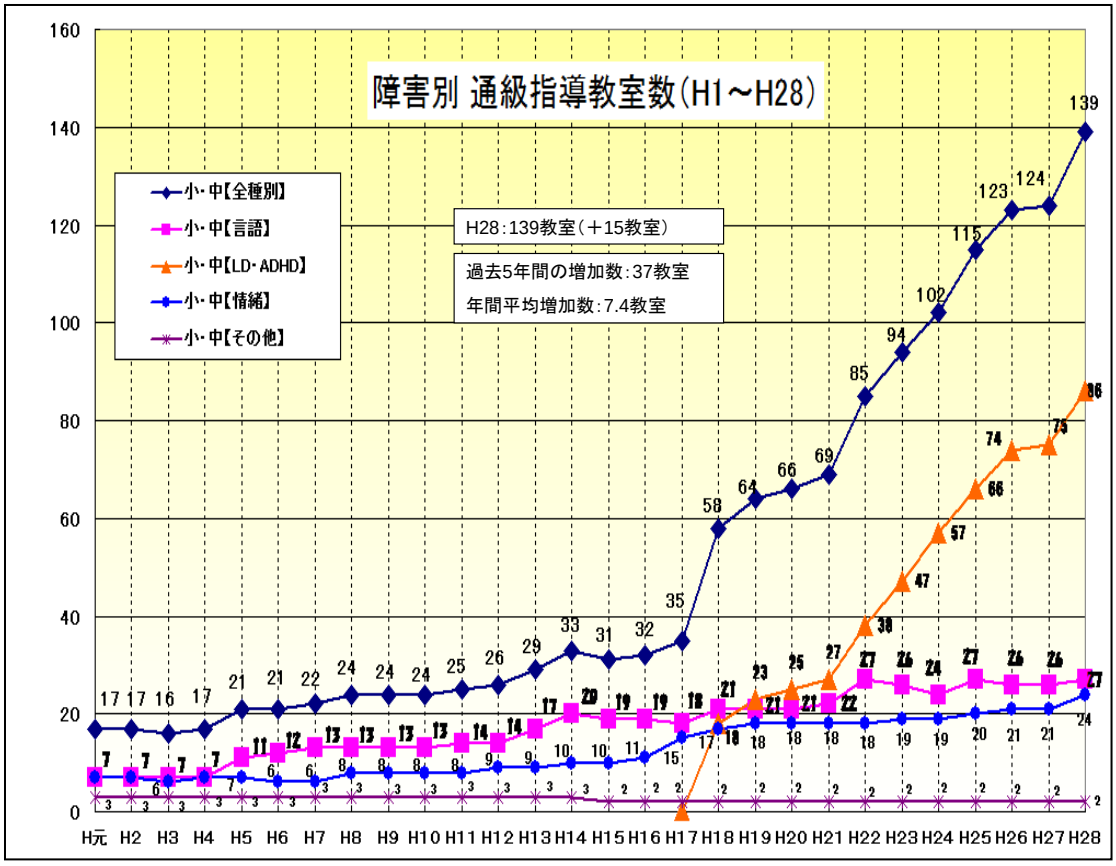

（Ｑ７）通級による指導とはどういうものですか？

○ 通常の学級に在籍している児童生徒が対象であり、児童生徒の実態に応じて、週１～８単位時間、通級指導教室で指導を受けます。

○ 指導時間は、他の児童生徒が授業を行っている時間帯に行ったり、放課後や長期休業中に行ったりすることができます。

○ そのため、指導方法としては個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることもあります。

（Ｑ８）通級による指導の対象となる障害種を教えてください。

○ 学校教育法施行規則第１４０条各号において、①言語障害者、②自閉症者、③情緒障害者、④弱視者、⑤難聴者、⑥学習障害者（LD）、⑦注意欠陥多動性障害者（ADHD）、⑧その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの、とされており、このうち⑧については、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が該当しますが、この中には、知的障害者は含まれないことに留意する必要があります。

○ また、通級指導教室は、指導方法の類似性が認められる場合は、複数の障害種に対応できるため、長崎県では言語障害、難聴、情緒障害、LD・ADHD の４つの障害種の通級指導教室を設置しています。

○ なお、対象の児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものとされており、対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断しなければなりません。

（Ｑ９）通級指導教室では、どのような授業をするのですか？

○ 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、基本的には自立活動の指導の内容を行います。

○ 例えば言語障害であれば発音の練習、難聴では聞き取りの学習、LD では文字の読み取り方や形のとらえ方を中心にした学習、ADHD では刺激を調整し、注意力を高める学習や自己の感情や欲求をコントロールする指導などが考えられます。

○ また、社会的技能や対人関係に課題のある児童生徒にはソーシャルスキルトレーニングを取り入れたりします。

○ 個人によって特性や課題は異なるため、特別支援学校学習指導要領の自立活動編を参考にしながら、十分な実態把握と指導計画の立案が大切になります。

（Ｑ１０）通級による指導を受けているときの、通常の学級での授業の補充はどうしますか？

○ 通級による指導を受ける場合、通常の学級の授業の一部を抜けて指導を受けることがあります。そうするとその時間に行っている通常の学級における学習ができなくなってしまうことが考えられます。そういった場合は、特定の教科の学習に遅れが生じる恐れがあるので、極力これをなくす工夫が必要です。

○ 具体的には、積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなるような教科の時間を避ける工夫や、家庭学習で補いやすい内容を学習している時に、通級による指導を受けるようにすることも考えられます。

○ また、学級担任や教科担任と通級指導担当教員が連絡を取り合って、学習内容の確認や調整を行うなどの工夫を行うことが大切です。

３　就学相談に関するＱ＆Ａ

（Ｑ１）就学先決定の仕組みが改められたことにより、障害のある子ども全てが、地域の小・中学校へ就学することを基本とするべきですか？

○ 平成２５年９月の「学校教育法施行令」一部改正を踏まえ、文部科学省は「教育支援資料」（平成２５年１０月）の中で、「障害のある児童生徒の教育の基本的な方向性としては、障害のある子どもとない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかが最も本質的な視点である」と明記しました。

○ 市町教育委員会は「共に学び、共に育つ」教育を基本に、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、個々の障害の特性や教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえた総合的な観点から本人にとってより良い就学先を決定していく必要があります。

（Ｑ２）学校教育法施行令第２２条の３の表に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、特別支援学校への就学が認められないのですか？

○ 特別支援学校に就学できる子どもは、学校教育法第２２条の３の表に該当する障害の程度であることが前提となりました。よって、この表に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

○ ただし、この表に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町教育委員会は、本人の障害の状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、県教育委員会とも連携し、情報交換等を行いながら、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受け止めた上で、市町教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくことになります。

（Ｑ３）就学先決定について保護者と合意形成に至らない場合は、どうすればよいでしょうか？

○ 就学先の決定については、就学相談に時間を十分かけるとともに、移行期における「個別の教育支援計画」を保護者と一緒に作成していく中で、合意形成を図ることが大切です。円滑に合意形成を図るためには、就学先で提供できる支援や合理的配慮の内容、期待できる教育効果等について、分かりやすく、丁寧に説明するとともに、課題点を明確にしたうえで、体験入学を複数回実施することも必要です。

○ 早期から就学に関する相談を開始するなどして、保護者との信頼関係をしっかりと構築し、本人にとってより良い就学となるよう、就学相談を進めていくことも重要です。

○ また、困難事例については、県教育委員会が設置している長崎県教育支援委員会で検討することも可能ですので、県教育委員会に御相談ください。

（Ｑ４）就学相談の段階で、保護者から小学校就学後に特別支援学校への転学はできるのかと問われた場合、どのように対応すればよいでしょうか？

○ 保護者には、就学時の「学びの場」が固定されたものでないことを就学相談に関わるガイダンス時などを活用して伝えておく必要があります。転学は子どもにとって環境が大きく変わるため、発達の程度や適応の状況、必要となる支援や合理的配慮等を保護者・関係者間で共有し、「個別の教育支援計画」に基づいて話し合う必要があることも伝えるようにしましょう。

○ また、保護者には、就学後も相談・支援が継続されることをお知らせし、転学の必要性が生じた場合には、いつでも相談ができる支援体制があることも伝えておきましょう。

（Ｑ５）柔軟な転学ができることが示されましたが、本人・保護者が希望すれば、いつでも転学することはできるのですか。また、転学の理由として、どのようなものが認められますか？

○ どのような状況があって、転学の希望が出されているか、を学校及び市町教育委員会が的確に把握する必要があります。

○ 「個別の教育支援計画」を見直すとともに、本人・保護者が必要としている支援や合理的配慮（環境整備等を含む）の内容等が実現できるものであり、改善できる状況があれば、速やかな対応が必要です。

○ 学校教育法施行令の一部改正で、転学事由は「障害の状態の変化」及び「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化」となりました。

○ 最終的に、市町教育委員会で転学が適切と判断した場合も、転学する時期については、転学先の学級編制や支援体制が整う新年度に合わせるなど、子どもを取り巻く環境や支援体制の状況を勘案して、県教育委員会と十分相談する必要があります。

○ 市町教育委員会には、体験入学等を行い、その様子を把握するとともに、本人・保護者及び専門家の意見を聴取し、本人の教育を第一に考え、慎重に判断することが求められます。

（Ｑ６）保護者から、就学先での具体的な支援や合理的配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきり伝えてもよいでしょうか？

○ 「障害者の権利に関する条約」において「合理的配慮」の不提供は、障害を理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では「合理的配慮の提供」を国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

○ 学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面も勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

○ 財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、理解を図っていきましょう。

（Ｑ７）本人・保護者との就学相談を始めるに当たって気を付けておくことはありますか？

○ 保護者は、市町教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと心を開いて相談することはできません。就学相談は、障害の程度に関わらず地域で育てるという姿勢で、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に寄り添い、共感的理解に努める必要があります。

○ この姿勢は、学校の教職員も同様です。市町教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行ったりすると、保護者は不安になり学校への信頼をもなくしてしまうことに留意する必要があります。

（Ｑ８）幼稚園や保育所、認定こども園、療育機関等から情報収集を行う際に気を付けることは何ですか？

○ 幼稚園、保育所、認定こども園、療育機関等から子どもの支援内容や方法等の情報を収集するために、子どもの行動場面を観察する必要があります。子どもの状況に応じて直接的な関わりや働きかけを行いながら、情報を収集することが大切です。その際、「できる」

か「できない」かだけを把握するのではなく、どのような支援や合理的配慮があれば、安心して学校生活が送れるかなど、就学後の具体的な支援につなげるという観点で状況把握を行うことが大切です。

○ すでに幼稚園や保育所等で「個別の教育支援計画」が、障害者通所支援事業所等で「個別支援計画」等が作成されている場合があります。市町教育委員会はそれらを有効に活用し、移行期における「個別の教育支援計画」を作成するなど、必要な支援内容が確実に引き継がれるよう、継続性を意識した情報収集を行う必要もあります。

（Ｑ９）就学相談にはあがってこないが、配慮を要する子どもの把握はどのように行ったらよいでしょうか？

○ 早期からの支援の対象になっていない子どもや、配慮を要するが、保護者が就学相談を希望しないケースもあることから、市町教育委員会は、就学前機関・施設との連携・協力のもと、子ども同士が関わる場面等を観察する機会を積極的に設定し、配慮を要する子どもの状況把握に努める必要があります。

○ また、子どもの状況によっては、就学前機関・施設を介して、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことも必要です。

（Ｑ１０）学校見学や体験入学を行う際に気を付けておくことを教えてください。

○ 学校見学が単なる施設の見学だけでなく、見学場面における学習内容や活動のねらいを学校側が分かりやすく具体的に説明するようにすることが大切です。学校見学には、本人・保護者とともに、できる限り市町教育委員会の担当者が同行し、就学後に必要となる支援や合理的配慮（環境整備を含む）の内容について、関係者で共有することが望ましいと思われます。

○ 体験入学は、特別な行事等への参加だけではなく、就学後のイメージが持ちやすいよう、普段の学校生活の様々な学習場面が体験できるよう考慮して行う必要があります。また、本人・保護者の不安を軽減できるよう、一度の体験入学だけではなく、計画的に複数回実施するなど配慮することが望ましいと思われます。

（Ｑ１１）就学相談を受けることを拒否する保護者には、どのような対応をすればよいのですか？

○ 市町教育委員会は、学校安全保健法施行令第１条により、原則として、毎年度１１月３０日までに就学時健康診断を行う義務がありますので、全ての保護者と出会う機会と捉えて、積極的に活用します。就学について講話を行ったり、個別相談会を実施したりすることが考えられます。

○ 就学相談を拒否する保護者は、特別視されることへの不安感が根底にあると思われますので、特別支援教育の意義や効果を伝え、子どもの特性に合わせた教育の必要性について理解が得られるようにします。

○ 就学時健康診断以外にも、５歳児健診などが、保護者の理解を得る機会となる場合がありますので、各市町において積極的な健診の実施が望まれます。

（Ｑ１２）特別支援教育に理解を示そうとしない保護者には、どのような対応をすればよいのですか？

○ Ｑ１１と同様に全ての保護者を対象とした講話の機会等を通じて、特別支援教育について理解を得るようにします。

○ 特別支援教育は特別なものではなく、子どもの持っている能力を最大限に発揮させるために、必要な支援を行うものであり、一人一人に応じて内容は異なることを丁寧に説明しましょう。
○ 県教育委員会が作成しているリーフレットを活用して説明したり、学校見学を勧めて実際の活動場面を見てもらったりすることが考えられます。
○ 保護者に対する理解啓発の資料（リーフレットやDVD）等を市町教育委員会で準備していくことが望まれます。

（Ｑ１３）子どもの障害の状態を正確に把握するための発達検査を実施したいが、保護者に、どのように話したらよいのですか？

○ 暴れたり、動き回ったりと大人から見れば「困った行動をする子ども」でも、実は「子ども自身が困っている」との認識に立って、保護者に説明しましょう。
○ 子どもの特性を把握することによって、適切な支援や指導を行うことができ、その子どもが持っている本来の力を引き出すことができます。
○ 「子ども自身に問題がある」というのではなく、「指導する側が適切に対応するため」に検査を行うというスタンスが大切です。

（Ｑ１４）保護者が、就学先の学校を迷っている場合には、どのような対応をすればよいのですか？

○ 保護者が何に迷っているのかを整理し、それを解決するために必要な情報を提供することで、保護者が自ら判断できるようにサポートすることが大切です。
○ 提供する情報については、保護者が理解しやすいように、それぞれの就学先のメリットやデメリットも含めて、より具体的に説明することがポイントです。
○ また、話を聞くだけで判断をさせるのではなく、学校見学や体験入学などを行ってもらうことも大切です。

＜参考：特別支援学校か特別支援学級かを迷っている保護者の対応例＞

○ 特別支援学校は、特別支援教育の専門の先生が配置されており、学級編制も小・中学部は６名で１学級となり、障害の特性等に応じた施設設備や教材教具が整備されています。クラスは、ほとんど複数の教員で担当し、障害の程度重い子どもの場合は、一対一で対応することもあります。
○ また、学校によっては小学部から高等部まで設置されており、卒業後の自立を目指して、１２年間の一貫した教育が行われており、今後のお子様の成長の姿も感じ取れるのではないかと思います。
○ ただ、特別支援学校は、学校数が少なく、お住まいの地域から離れて設置されている場合もあり、通学の負担や地域のお友達とのつながりが少なくなるというデメリットもあります。
○ そのため、通学に係る経費の補助があったり、学校によってはスクールバスが運行されたりしていますし、同じ地域の学校等との交流及び共同学習が行なわれたりしています。
○ 一方で、特別支援学級は、小学校や中学校の中に設置されていることから、日常的に同じ地域の友達との交流ができますし、通学の負担も少なくなるというメリットがあります。
○ 学級編制も、８名で１学級となり、少人数による学習指導が行なわれており、特別支援学校ほどではないですが、障害の特性等に応じた施設設備や教材教具も整備されています。
○ ただ、担任は、初めて特別支援学級を担当する場合や、短いスパンで担任が替わる場合もあります。また、施設設備や教材教具、教育内容や指導法の面でも、特別支援学校に

比較すると十分でない場合があります。

○ いずれにしても、保護者の方が、特別支援学校や特別支援学級の様子を実際に見られたり、お子様に体験入学の経験をさせられたりしながら、どちらの教育の場が、お子様の今後の成長にとって望ましいかを総合的に判断していただければと思います。

4　就学後の就学先変更に関するＱ＆Ａ

（Ｑ１）就学後の柔軟な就学先の見直しや変更とは、どのようなことですか？

○ 文部科学省の教育支援資料において、「就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向で転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当である。」と示されています。

○ 子どもの就学先学校については、就学時点での決定を確定的に捉えるのではなく、就学した学校において、「子どもの能力や特性に応じた指導・支援が行われ、子どもが十分に自分の能力を発揮しながら、学習や生活をしているか。」「学習意欲が大きく低下したり、学校生活になじめずに不適応状態になったりしてないか。」といった視点で、子どもの就学後の学習や生活の適応状況等を確認し、必要に応じて子どもに最も適切な就学の場を、柔軟に見直していくことが大切です。

○ ただし、柔軟な就学先の見直しや変更を行うということは、就学時の判断をあいまいにしてよいということではありません。教育環境が大きく変わることは、児童生徒にとって負担が大きくなるし、友達関係が崩れたり、学習の積み上げや継続的な指導が途切れてしまったりすることなどを考えると、安易な就学先の見直しや変更は、望ましくありません。そのため、できるだけ就学先の見直しや変更を行う必要がないように、就学時に市町教育委員会が行う最終的な判断は、とても重要となります。

○ また、実際に就学先の見直しや変更を行う場合は、転入学先の学校等への事前の相談、学校見学や体験入学等を行い、本人・保護者の十分な同意を得ながら、転入学に伴う本人の負担をできる限り抑えつつ、円滑な転入学が行われるよう配慮する必要があります。

（Ｑ２）就学後の柔軟な就学先の見直しや変更は、年度途中でもできますか？

○ Ｑ１に示すように、就学した後に就学先の見直しや変更を行い、教育環境を大きく変えることは、児童生徒にとって様々な負担が生じます。しかも年度途中で見直しや変更を行うと、その負担はさらに大きくなります。

○ また、学校の教育課程は年間を通して作成されており、学級編制や教員配置も年間を通して行われているため、年度途中での転入学がある場合、転入先の学校においては、教育課程や学級編制の変更や追加等の受け入れ体制を整える必要があり、場合（注１）によっては、受け入れ体制を整えることが、非常に困難な場合もあります。

○ そのため、就学先の見直しや変更は、年度単位で行うことを原則としており、年度途中での見直しや変更は想定していないことに留意する必要があります。ただし、「障害のある子どもが、自己の持つ能力を最大限に発揮できる最も適切な教育の場を提供する」という基本的な考えに基づき、以下に示すような特別の理由がある場合は、年度途中であっても、柔軟な就学先の見直しや変更を行う必要があります。

＜特別の理由：小・中学校から特別支援学校への就学先変更＞

① 障害の状態の変化や教育内容の変化等がある場合

・病気や事故、その他の理由（注２）により、特別支援学校の対象となる程度の障害が新たに生じたために、小・中学校での教育ではなく、特別支援学校での教育が適切であると、市町教育委員会が認めた場合

② 基礎的環境の変化等がある場合

・特別支援学校に隣接する施設や病院への入所・入院等により、小・中学校での教育ではなく、特別支援学校での教育が適切であると、市町教育委員会が認めた場合

③ その他の特別の事由がある場合

・特別支援学校の対象となる程度の障害があり、市町教育委員会の総合的な判断と保護者との合意形成のもとに、小・中学校で教育を受けていた者が、やむを得ない理由（注２）により、小・中学校での教育ではなく、特別支援学校での教育が適切であると、市町教育委員会が認めた場合

（留意点）

・特別の理由があり、年度途中で特別支援学校（小・中学部）に転入学する必要がある場合は、保護者は在籍する学校の校長に、校長は市町教育委員会に、速やかにその旨を連絡する必要があります。

・特別の理由の内容については、市町教育委員会は、事前に県教育委員会に連絡し、理由が適切なものであるかを確認する必要があります。

・年度途中での転入学は、児童生徒にとって負担が大きいことから、急な住所の変更、特別支援学校に隣接する施設や病院への入所・入院等の場合を除き、転入学先の特別支援学校への事前の相談、学校見学や体験入学等を行い、本人・保護者の十分な同意を得ながら、特別支援学校への転入学が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

＜特別の理由：小・中学校の通常学級から特別支援学級への変更＞

① 障害の状態の変化や教育内容の変化等がある場合

・病気や事故、その他の理由（注２）により、特別支援学級の対象となる程度の障害が新たに生じたために、通常学級での教育ではなく、特別支援学級での教育が必要であると、校長が認めた場合

② その他の特別の事由がある場合

・特別支援学級の対象となる程度の障害があり、校長及び市町教育委員会の総合的な判断と保護者との合意形成のもとに、通常学級での教育を受けていた者が、やむを得ない理由（注２）により、通常学級での教育ではなく、特別支援学級での教育が必要であると、校長が認めた場合

（留意点）

・特別の理由があり、年度途中で特別支援学級に在籍を移す必要がある場合は、校長は市町教育委員会に、速やかにその旨を連絡する必要があります。

・特別の理由の内容については、校長は、事前に市町教育委員会に連絡し、理由が適切なものであるかを確認する必要があります。

・年度途中での転籍は、児童生徒にとって負担が大きいことから、特別支援学級と十分連携しながら、段階的な体験入級等を行い、本人保護者の十分な同意を得ながら、特別支援学級への転籍が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

＜特別の理由：特別支援学校から小・中学校への就学先変更＞

① 障害の状態の変化や教育内容の変化等がある場合

・特別支援学校に隣接する病院で治療等を受けていた者が、状態が改善し、特別支援学校の対象でなくなって退院することにより、特別支援学校での教育ではなく、小・中学校での教育が適切であると、校長が認めた場合

・特別支援学級と特別支援学校の中間程度の障害があり、市町教育委員会の総合的な判断と保護者との合意形成のもとに、特別支援学校で教育を受けていた者が、状態が改善したことにより、特別支援学級での教育が適切であると、保護者との合意形成のもとに校長が思料し、市町教育委員会がそれを認めた場合

② 基礎的環境の変化等がある場合

・保護者の転勤等による住所の変更、特別支援学校に隣接する施設からの退所等により、特別支援学校の対象となる程度の障害があるものの、特別支援学校での教育ではなく、小・中学校特別支援学級での教育が適切であると、保護者との合意形成のもとに市町教育委員会が総合的に判断した場合

（留意点）

・特別の理由があり、年度途中で小・中学校に転入学する場合は、校長は市町教育委員会に、速やかにその旨を連絡する必要があります。

・特別の理由の内容については、校長は、事前に市町教育委員会及び県教育委員会に連絡し、理由が適切なものであるかを確認する必要があります。

・年度途中での転入学は、児童生徒にとって負担が大きいことから、転入学先の小・中学校への事前の相談、学校見学や体験入学等を行い、本人・保護者の十分な同意を得ながら、小・中学校への転入学が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

（注１）転入先学校に、転入する児童生徒の学年や学級がなく、年度途中での新たな教員配置ができない、配置する教員が見つからない場合など

（注２）友達や教員との関係悪化、指導法が合わない、学習についていけない、本人・保護者の希望だけでは、理由とならない。

（Ｑ３）特別支援学校のセンター的機能による教育相談の検査結果を就学先の変更資料として活用することはできますか？

○ 就学先の変更を検討するには、「個別の教育支援計画」等を資料として活用することになります。そのため、個別の教育支援計画の記載事項として特別支援学校による教育相談の検査結果が反映されることについては問題ありません。

○ しかし、あくまでも検討資料は「個別の教育支援計画」に基づき一定期間行った教育活動の評価によりますので、教育相談時の検査結果だけに基づいて、就学先の変更を検討することはできないことに留意する必要があります。

○ 就学先の変更を目的とした検査には、長崎県教育支援チームによる臨時就学相談員が行う検査等を活用することになります。

【参考・引用文献】

○「小学校　学習指導要領解説ー総則編ー」　（文部科学省）平成 20 年
○「中学校　学習指導要領解説ー総則編ー」　（文部科学省）平成 20 年
○「特別支援学校　学習指導要領解説ー総則等編ー」　（文部科学省）平成 21 年
○「特別支援学校　学習指導要領解説ー自立活動編ー」　（文部科学省）平成 21 年
○「通級による指導の手引き」解説とＱ＆Ａ　改訂第２版　（文部科学省編著）平成２４年
○「教育支援資料」　（文部科学省）平成 25 年
○「障害のある子どもの就学支援ハンドブック」　（山梨県教育委員会）平成２６年
○「Ｑ＆Ａ　障害のある子どもの就学事務手続の手引」　（秋田県教育委員会）平成２６年
○「教育支援ハンドブック」　（長野県教育委員会）平成２７年